

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）（法第四条第一項第二号（課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該特例申告貨物の原料として使用された外国貨物。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）の記号、番号、品名並びに課税標準となるべき数量及び価格</p> <p>二 特例申告貨物の原産地</p> <p>三 特例申告貨物とその輸入申告の際に蔵置されていた場所</p> <p>四 特例申告貨物の輸入の許可の年月日及びその許可書の番号</p> <p>五 特例申告貨物の所属区分、税率及び所属区分ことの納付すべき税額並びにその合計額</p> <p>六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同項第二号に規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号に規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号に規定するマレーシア協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特例申告に係る指定貨物（法第七条の二第一項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）（法第四条第一項第二号（課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該指定貨物の原料として使用された外国貨物。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）の記号、番号、品名並びに課税標準となるべき数量及び価格</p> <p>二 特例申告に係る指定貨物の原産地</p> <p>三 特例申告に係る指定貨物とその輸入申告の際に蔵置されていた場所</p> <p>四 特例申告に係る指定貨物の輸入の許可の年月日及びその許可書の番号</p> <p>五 特例申告に係る指定貨物の所属区分、税率及び所属区分ことの納付すべき税額並びにその合計額</p> <p>六 同 上</p> <p>七 特例申告に係る指定貨物について第六十一条第一項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同項第二号に規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号に規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号に規定するマレーシア協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該指定貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該指定貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで）</p>

課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。
次号から第十号までにおいて同じ。)の総額が二十万円以下の場合を除く。)

八 特例申告貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ 若しくは、第三号ロ 若しくは 又は第四号ロ 若しくはは に掲げる貨物(以下この号において「非原産国経由貨物」という。)について同項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、当該特例申告貨物が非原産国経由貨物である旨(当該特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

九 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項(課税価格の決定の原則)の規定の適用を受ける場合(第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。)以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている特例申告貨物についての定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む)。

十一 (省略)

2 前項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該特例申告貨物の正味の数量とする。

3 第一項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき価格は、当該特例申告貨物の定率法第四条から第四条の八までの規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

4 第一項第二号に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(第三十六条の三第一項第二号、第三十六条の四第二号、第五十一条の四第一項第二号、第五十一条の十二第一項第二号及び第五十九

(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。
。次号から第十号までにおいて同じ。)の総額が二十万円以下の場合を除く。

八 特例申告に係る指定貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ 若しくは、第三号ロ 若しくは 又は第四号ロ 若しくはは に掲げる貨物(以下この号において「非原産国経由貨物」という。)について同項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、当該指定貨物が非原産国経由貨物である旨(当該指定貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

九 特例申告に係る指定貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項(課税価格の決定の原則)の規定の適用を受ける場合(第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。)以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている特例申告に係る指定貨物についての定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む)。

十一 同上

2 前項第一号に掲げる特例申告に係る指定貨物の課税標準となるべき数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該指定貨物の正味の数量とする。

3 第一項第一号に掲げる特例申告に係る指定貨物の課税標準となるべき価格は、当該指定貨物の定率法第四条から第四条の八までの規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

条第一項第二号において「原産地」という。(をいう。

- 一 一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
- 二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

5| (省 略)

(特例申告貨物について適用しない規定)

第四条の四 (省 略)

(特例輸入者の承認の申請の手続等)

第四条の五 法第七条の二第六項(申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者(第三項及び第四項において「申請者」という。(の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第七条の五第一号イからハまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

三 (省 略)

2| 前項の申請書には、法第七条の五第三号の規則を添付しなければならない。

3| 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

4| (省 略)

5| (省 略)

第四条の六から第四条の十まで 削除

4| 同 上

(特例申告に係る指定貨物について適用しない規定)

第四条の四 同 上

(特例輸入者の承認の申請の手続等)

第四条の五 法第七条の二第六項(承認の申請)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第七条の二第一項(申告の特例)の承認を受けようとする者(次項及び第三項において「申請者」という。(の住所及び氏名又は名称

二 法第七条の二第一項の指定を受けようとする貨物の品名

三 法第七条の五第一号イからホまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

四 同 上

2| 申請者が法人であるときは、前項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3| 同 上

4| 同 上

(指定貨物の指定の方法)

第四条の六 法第七条の二第一項(申告の特例)の指定(以下この条から第四条の

十までにおいて単に「指定」という。()は、財務省令で定めるところにより、定率法別表の号の区分又はこれを細分した区分ごとに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、税関長は、当該指定に係る貨物の関税額の計算に支障がないことその他の事情を勘案して財務省令で定める場合には、定率法別表の項又は号の区分(前項の規定により号の区分ごとに指定を行う場合にあつては、当該号の区分を除く。)()ごとに指定を行うことができる。

(指定貨物の指定の申請の手続等)

第四条の七 法第七条の六第一項(指定の申請)に規定する貨物指定申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定を受けようとする者(次項において「申請者」という。)()の住所及び氏名又は名称

二 指定を受けようとする貨物の属する指定区分(前条第一項の定率法別表の号の区分若しくはこれを細分した区分又は同条第二項の同表の項若しくは号の区分をいう。以下この条から第四条の十までにおいて同じ。)()

三 前号の指定区分ごとに過去一年間に輸入の許可(申告納税方式が適用された貨物の輸入の許可に限る。以下この号及び次条において同じ。)()を受けた回数及び許可を受けた貨物の品名

四 指定を受けようとする貨物について過去一年間に法第七条の六第四項に規定する修正申告等がある場合(同項に規定する過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税が課された場合に限る。)()には、その年月日

五 その他参考となるべき事項

2 税関長は、前項の貨物指定申請書の提出があつた場合において、その申請につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

(継続的な輸入に該当する場合)

第四条の八 法第七条の六第三項（継続的な輸入に該当する場合）に規定する政令で定める場合は、指定を受けようとする貨物の指定区分ごとに過去一年間に六回以上輸入の許可を受けている場合とする。

（特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出の手続）

第四条の九 法第七条の七第一項（特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする特例輸入者の住所及び氏名又は名称
- 二 特例申告書を提出する必要がなくなった指定貨物の指定区分及びその旨
- 三 前号の指定貨物について指定を受けた年月日
- 四 その他参考となるべき事項

（指定の取消しの手続）

第四条の十 税関長は、法第七条の七第二項（指定の取消し）の規定により指定を取り消した場合には、指定を取り消した貨物の指定区分並びにその旨及びその理由を記載した書面によりその指定を受けていた特例輸入者に通知しなければならない。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告に係る指定貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条において「特例申告貨物」という。）について当該特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号並びに関税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定により関税の軽減を受けた場合にあつてはその旨を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 特例輸入者は、帳簿を備え付けて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの（以下この条において「許可済特例申告貨物」という。）について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号並びに関税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定により関税の軽減を受けた場合にあつてはその旨を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に

掲げるものとする。

一 許可済特例申告貨物に係る契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他許可済特例申告貨物の課税標準を明らかにする書類

二 前号に掲げるもののほか、許可済特例申告貨物の成分分析表その他許可済特例申告貨物の所屬区分を明らかにする書類

三 第五十九条第二項に規定する書類（許可済特例申告貨物が同項に規定する保税製品である場合に限る。）

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益（第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号から第四号までの便益を除く。）の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。）の総額が十万円以下の場合及び許可済特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。）

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る同項第二号から第四号までの便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が許可済特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

六 第六十一条第一項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）、同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額

掲げるものとする。

一 特例申告貨物に係る契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他特例申告貨物の課税標準を明らかにする書類

二 前号に掲げるもののほか、特例申告貨物の成分分析表その他特例申告貨物の所屬区分を明らかにする書類

三 第五十九条第二項に規定する書類（特例申告貨物が同項に規定する保税製品である場合に限る。）

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益（第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号から第四号までの便益を除く。）の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。）の総額が十万円以下の場合及び特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。）

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書（特例申告貨物に係る同項第二号から第四号までの便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

六 第六十一条第一項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）、同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

が二十万円以下の場合を除く。) 又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

七 許可済特例申告貨物(関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた場合に限る。) の原料又は材料として輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書

イ 当該許可済特例申告貨物及び当該輸出された貨物の記号、番号、品名及び数量

ロ及びハ (省 略)

二 当該許可済特例申告貨物につき関税の軽減を受けた額及びその計算の基礎
八 許可済特例申告貨物(関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第二十七条第一項第一号又は第二号(原産地の証明)に掲げる物品を除く。次号において同じ。) に係る同項に規定する原産地証明書

九 許可済特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明)(同条第三項において準用する場合を含む。) に規定する書類

十 許可済特例申告貨物(関税暫定措置法施行令第二十七条第一項第二号に掲げる物品を除く。) に係る同令第三十一条第三項各号(特惠対象物品の本邦への運送)のいずれかに掲げる書類

3 (省 略)

4 特例輸入者は、第一項の帳簿及び第二項の書類(前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項及び第六項において同じ。) を整理し、第一項の帳簿にあつてはその許可済特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」といふ。) から七年間、第二項の書類にあつては起算日から五年間(前項

く。) 又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書(特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

七 特例申告貨物(関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた場合に限る。) の原料又は材料として輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書

イ 当該特例申告貨物及び当該輸出された貨物の記号、番号、品名及び数量

ロ及びハ 同 上

二 当該特例申告貨物につき関税の軽減を受けた額及びその計算の基礎
八 特例申告貨物(関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第二十七条第一項第一号又は第二号(原産地の証明)に掲げる物品を除く。次号において同じ。) に係る同項に規定する原産地証明書

九 特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特惠受益国原産品についての証明)(同条第三項において準用する場合を含む。) に規定する書類

十 特例申告貨物(関税暫定措置法施行令第二十七条第一項第二号に掲げる物品を除く。) に係る同令第三十一条第三項各号(特惠対象物品の本邦への運送)のいずれかに掲げる書類

3 同 上

4 特例輸入者は、第一項の帳簿及び第二項の書類(前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項及び第六項において同じ。) を整理し、第一項の帳簿にあつてはその特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」といふ。) から七年間、第二項の書類にあつては起算日から五年間(前項の規定

の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該許可済特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は特例輸入者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5～7 (省略)

(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續)

第四条の十三 法第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする特例輸入者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 四 (省略)

(技術的読替え等)

第四条の十五 法第七条の十三(許可の承継についての規定の準用)の規定において特例輸入者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第七条の二第一項(申告の特例)の承認
	の当該許可	の当該承認
第四十八条の二第二項	保税蔵置場の許可	第七条の二第一項(申告の特例)の承認
第四十八条の二第二項及び第四項	税関長	第七条の二第一項(申告の特例)の承認をし

により第一項の帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は特例輸入者の住所地に保存しなければならない。

5～7 同上

(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續)

第四条の十三 法第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする特例輸入者の住所及び氏名又は名称
- 二 四 同上

(技術的読替え等)

第四条の十五 法第七条の十三(許可の承継についての規定の準用)の規定において特例輸入者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第七条の二第一項(申告の特例)の承認
	の当該許可	の当該承認
第四十八条の二第二項	保税蔵置場の許可	第七条の二第一項(申告の特例)の承認
第四十八条の二第二項及び第四項	税関長	第七条の二第一項(申告の特例)の承認をし

第四十八条の二第三項及び第五項	第四十三条各号（許可の要件）	た税関長
第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場の業務	当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務
	第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第七条の十一第一項第一号又は第三号（承認の失効）
	当該許可	第七条の二第一項（申告の特例）の承認

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第七条の十三において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項及び第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を」と、同条第一項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称及び住所又は居所」と、「当該保税蔵置場の業務」とあるのは、「当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務」と読み替えるものとする。

（修正申告の手續）

第四十八条の二第三項及び第五項	第四十三条各号（許可の要件）	た税関長
第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場の業務	当該特例輸入者に係る指定貨物の輸入の業務
	第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第七条の十一第一項第一号又は第三号（承認の失効）
	当該許可	第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び指定（分割の場合にあつては、当該分割により承継した輸入の業務に係る指定貨物についての指定に限る。）

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第七条の十三において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項及び第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を」と、同条第一項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名及び住所」と、同条第二項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称及び住所」と、「当該保税蔵置場の業務」とあるのは、「当該特例輸入者に係る指定貨物の輸入の業務」と読み替えるものとする。

（修正申告の手續）

第四条の十六 法第七条の第十四第一項（修正申告）の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により保存すべきものとされている書類（次条第二項において「保存書類」という。）に記載した事項のうち当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該修正申告に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告）貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 四（省 略）

五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項その他参考となるべき事項

2（省 略）

（更正の請求の手續）

第四条の十七 法第七条の第十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した更正請求書を税関長に提出しなければならない。

一 当該更正の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告）貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 四（省 略）

五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項その他参考と

第四条の十六 法第七条の第十四第一項（修正申告）の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により保存すべきものとされている書類（次条第二項において「保存書類」という。）に記載した事項のうち当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該修正申告に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告）指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 四 同 上

五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項その他参考となるべき事項

2 同 上

（更正の請求の手續）

第四条の十七 法第七条の第十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した更正請求書を税関長に提出しなければならない。

一 当該更正の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告）指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 四 同 上

五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項そ

なるべき事項

2 (省 略)

(更正又は決定の手続)

第四条の十八 法第七条の十六第四項(更正通知書又は決定通知書)の更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該更正に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号)並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 四 (省 略)

2 (省 略)

(納期限の延長の申請書の記載事項)

第七条 (省 略)

2 (省 略)

3 法第九条の二三第三項(期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (省 略)

二 法第九条第二項第一号(期限内特例申告書に記載された税額の納付すべき期限)に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限の延長を受けようとする貨物に係る特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号

三 五 (省 略)

(積荷に関する事項の報告の求め)

第十三条の二 法第十五条の二第一項(積荷に関する事項の報告)の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十五条第一項又は第七項(入港手続)の規定による報告に係る積荷(以

の他参考となるべき事項

2 同 上

(更正又は決定の手続)

第四条の十八 法第七条の十六第四項(更正通知書又は決定通知書)の更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該更正に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号)並びに当該貨物の記号、番号及び品名

二 四 同 上

2 同 上

(納期限の延長の申請書の記載事項)

第七条 同 上

2 同 上

3 法第九条の二三第三項(期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 同 上

二 法第九条第二項第一号(期限内特例申告書に記載された税額の納付すべき期限)に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限の延長を受けようとする指定貨物に係る特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号

三 五 同 上

下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

2| 法第十五条の二第二項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項の規定による報告に係る積荷の荷受人とする。

(入港届の提出を要しない外国往来船等)

第十三条の三 法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船とする。

(特殊船舶等の入港手続)

第十四条 法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条の三第一項の規定による報告(船舶に係るものに限る。)は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3 法第十五条の三第一項の規定による報告(航空機に係るものに限る。)は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十五条の三第一項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)

(入港届の提出を要しない外国往来船等)

第十三条の二 法第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船とする。

(特殊船舶等の入港手続)

第十四条 法第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条の二第一項の規定による報告(船舶に係るものに限る。)は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3 法第十五条の二第一項の規定による報告(航空機に係るものに限る。)は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)

()は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一及び二 (省略)

5 第十五条の三第一項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る)。()は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一及び二 (省略)

6 第十五条の三第三項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る)。

()は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 第十五条の三第三項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る)。()は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)

第二十二条の二 第二十四条第二項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定により交通の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長がその提出の必要がないと認めるときは、口頭で申請することができる。

一〜三 (省略)

2 前項の規定による許可の申請は、三年を超えない一定の期間内の交通について一括して行うことができる。この場合において、税関長が必要と認めるときは、その許可を受けようとする者は、戸籍の謄本又は抄本その他その身分を証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 税関長は、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の取締り上必要な限度において、前項の規定により一定の期間内の交通について一括して行う許可の申

()は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一及び二 同上

5 第十五条の二第一項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る)。()は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一及び二 同上

6 第十五条の二第三項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る)。

()は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 第十五条の二第三項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る)。()は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)

第二十二条の二 第二十四条第二項(貨物の授受を目的とする船舶等への交通)の規定により交通の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長がその提出の必要がないと認めるときは、口頭で申請することができる。

一〜三 同上

2 前項の規定による許可の申請は、一定の期間内の交通について一括して行うことができる。この場合において、税関長が必要と認めるときは、その許可を受けようとする者は、戸籍の謄本又は抄本その他その身分を証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。

請に対する法第二十四条第二項の許可に、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4| (省 略)

5| (省 略)

6| 第四項の書類の交付を受けた者は、法第二十四条第二項の規定の適用を受ける交通をする場合においては、常時当該書類を携帯し、税関職員^の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 法第三十条第一項第三号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 (省 略)

二 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定により警察署長が保管する物件

三 八 (省 略)

(輸入申告の手続)

3| 同上

4| 同上

5| 第三項の書類の交付を受けた者は、法第二十四条第二項の規定の適用を受ける交通をする場合においては、常時当該書類を携帯し、税関職員^の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(輸出入に關し罰則の定めのある法令)

第二十二條の三 法第二十四条第三項第一号(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の要件)に規定する貨物の輸出入に關し罰則の定めのある法令で政令で定めるものは、関稅暫定措置法、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)、火藥類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)及び國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)とする。

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 法第三十条第一項第三号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 同上

二 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)又は銃砲刀剣類所持等取締法の規定により警察署長が保管する物件

三 八 同上

(輸入申告の手続)

第五十九条 (省略)

2 法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物(以下この項において「保税製品」という。)を輸入しようとする者は、当該保税製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課税標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十二条において準用する法第四十三条の第三項(外国貨物を置くことの承認)又は法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による税関長の承認を証する書類を税関に提示しなければならない。ただし、当該保税製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

(申告すべき数量及び価格)

第五十九条の二 (省略)

2 第五十八条第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。)とし、前条第一項第一号及び第二項に掲げる貨物(特例申告貨物を除く。)の価格は、当該貨物の定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

3 前条第一項第一号に掲げる貨物(特例申告貨物に限る。)が無償で輸入される場合における当該貨物の価格は、当該貨物につき定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格とする。

4及び5 (省略)

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条 同上

2 法第四条第一項第二号(保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物(以下この項において「保税製品」という。)を輸入しようとする者は、当該保税製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課税標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十二条(保税工場)において準用する法第四十三条の第三項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)又は法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の規定による税関長の承認を証する書類を税関に提示しなければならない。ただし、当該保税製品が特例申告に係る指定貨物である場合は、この限りでない。

(申告すべき数量及び価格)

第五十九条の二 同上

2 第五十八条第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。)とし、前条第一項第一号及び第二項に掲げる貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)の価格は、当該貨物の定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

3 前条第一項第一号に掲げる貨物(特例申告に係る指定貨物に限る。)が無償で輸入される場合における当該貨物の価格は、当該貨物につき定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格とする。

4及び5 同上

(特定輸出者の承認の申請の手続等)

第五十九条の七 法第六十七条の三第五項（輸出申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第六十七条の三第一項の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称

二 四（省 略）

2 5（省 略）

（帳簿の記載事項等）

第五十九条の八（省 略）

2 及び 3（省 略）

4 特定輸出者は、第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。次項において同じ。）を整理し、その特定輸出貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、特定輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は特定輸出者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5 及び 6（省 略）

（技術的読替え等）

第五十九条の十一 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の四各号」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第

第五十九条の七 法第六十七条の三第五項（輸出申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第六十七条の三第一項の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所及び氏名又は名称

二 四 同上

2 5 同上

（帳簿の記載事項等）

第五十九条の八 同上

2 及び 3 同上

4 特定輸出者は、第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。次項において同じ。）を整理し、その特定輸出貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、特定輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は特定輸出者の住所地に保存しなければならない。

5 及び 6 同上

（技術的読替え等）

第五十九条の十一 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十（許可の承継）についての規定の準用）の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の四各号」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る指定貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出

一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第二項又は第二項の規定は、法第六十七条の十において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所又は居所」と、同項第二号中「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（輸出してはならない貨物に係る認定手続）

第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）において、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の三第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸出しようとする者（以下この条において「輸出者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と、「承認及び指定（分割の場合にあつては、当該分割により承継した輸入の業務に係る指定貨物についての指定に限る。）」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第二項又は第二項の規定は、法第六十七条の十において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（輸出してはならない貨物に係る認定手続）

第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）において、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の三第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸出しようとする者（以下この条において「輸出者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の三第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。）又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一及び二（省略）

三 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（次条において「権利」と総称する。）の内容

四及び五（省略）

六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、その旨

七（省略）

八 法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

九（省略）

4 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一～五（省略）

六 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項

5（省略）

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の三第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。）又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一及び二 同上

三 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権（次条において「権利」と総称する。）の内容

四及び五 同上

六 同上

七 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 同上

4 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一～五 同上

六 前項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

5 同上

(輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与)

第六十二条の四 法第六十九条の第四項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による点検を行うとする者は、第六十二条の第三項第七号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十九第二項において同じ。)(及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。))に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の十二第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者(次項、第四項第

(輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与)

第六十二条の四 法第六十九条の第四項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による点検を行うとする者は、第六十二条の第三項第六号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十九第二項において同じ。)(及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。))に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の十二第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者(次項及び第四項

二号及び第六項において「権利者」と総称する。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一～五（省略）

六 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執行されるにあつては、その旨

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者又は意匠権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執行されるにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

八 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執行されるにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

九（省略）

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一及び二（省略）

三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立

第一号において「権利者」と総称する。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一～五 同上

六 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

七 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執行されるにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 同上

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一及び二 同上

三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

てに係る認定手続が執られるときにあつては、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

四（省略）

五 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについて争う場合には、通知を受けた日から起算して十日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過する日までに、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない旨

六（省略）

七 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項

5（省略）

6 税関長は、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出があつた場合には、その旨を権利者に通知しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の十八 法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の十六第三項第七号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（内国消費税の同時納付を要しない場合）

第六十二条の三十四 法第七十二条（関税等の納付と輸入の許可）に規定する政令

四 同上

五 同上

六 前項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

5 同上

（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の十八 法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の十六第三項第六号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（内国消費税の同時納付を要しない場合）

第六十二条の三十四 法第七十二条（関税等の納付と輸入の許可）に規定する政令

で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (省 略)

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書に係る貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)

三 五 (省 略)

(帳簿の記載事項等)

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者(以下この条において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 9 (省 略)

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第四項(税関事務管理人)に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 (省 略)

二 関税暫定措置法第十四条第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の規定に基づく手続

三 (省 略)

(臨時開庁を必要とする事務等)

第八十七条 (省 略)

で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 同 上

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書に係る指定貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)

三 五 同 上

(帳簿の記載事項等)

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)を業として輸入する者(以下この条において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 9 同 上

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第四項(税関事務管理人)に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 同 上

二 関税暫定措置法第十条の四第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の規定に基づく手続

三 同 上

(臨時開庁を必要とする事務等)

第八十七条 同 上

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに関税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 （省略）

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第三十七条第一項

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに関税暫定措置法第十条の四第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 同上

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の六（指定の申請）、第七条の七（指定の取消し等）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の

及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十二条の七及び第六十二条の七及第八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

ロ（省略）

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長

届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十二条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

ロ 同上

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長

<p>が指定する税関監視署及び税関支署監視署</p> <p>イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。） 、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七條の七、第六十七條の九、第六十九條の四（第四項を除く。）、第六十九條の五、第六十九條の十三（第四項を除く。）及び第六十九條の十四を除く。）の規定</p> <p>ロ及びハ（省略）</p> <p>2 5 （省略）</p>	<p>が指定する税関監視署及び税関支署監視署</p> <p>イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の六、第七条の七、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七條の三第一項、第六十七條の七、第六十七條の九、第六十九條の四（第四項を除く。）、第六十九條の五、第六十九條の十三（第四項を除く。）及び第六十九條の十四を除く。）の規定</p> <p>ロ及びハ 同上</p> <p>2 5 同上</p>
--	--

改正案

現行

<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条關係）</p>	<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条關係）</p>
<p>（輸入貨物の取引價格が特殊關係により影響を受けていないことの証明をする場合における價格差の調整及びその証明の手續）</p>	<p>（輸入貨物の取引價格が特殊關係により影響を受けていないことの証明をする場合における價格差の調整及びその証明の手續）</p>
<p>第一条の六（省略）</p>	<p>第一条の六 同上</p>
<p>2（省略）</p>	<p>2 同上</p>
<p>3 法第四条第二項ただし書の規定により同項ただし書に規定する課稅價格と同一の額又は近似する額であることの証明をしようとする者は、輸入申告（特例申告（関稅法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際して、当該輸入申告に係る輸入貨物の取引價格、法第四条第二項ただし書に規定する当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課稅價格、前項の規定による調整の内容その他参考となるべき事項を記載した書面を税關長に提出しなければならない。</p>	<p>3 法第四条第二項ただし書の規定により同項ただし書に規定する課稅價格と同一の額又は近似する額であることの証明をしようとする者は、輸入申告（特例申告（関稅法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第一項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際して、当該輸入申告に係る輸入貨物の取引價格、法第四条第二項ただし書に規定する当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課稅價格、前項の規定による調整の内容その他参考となるべき事項を記載した書面を税關長に提出しなければならない。</p>
<p>（変質、損傷等による戻し稅の手續）</p>	<p>（変質、損傷等による戻し稅の手續）</p>
<p>第三条の二 法第十条第二項（変質、損傷等による戻し稅）の規定の適用を受けようとする者は、災害その他やむを得ない事故（以下「災害等」という。）のやんだ後速やかに、当該災害等により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物の記号、番号、品名、數量、價格、關稅の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、數量、價格、關稅の額並びに特例申告書（関稅法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書（同法第七条の十六第四項（更正通知書又は決定通知書）に規定する決定通知</p>	<p>第三条の二 法第十条第二項（変質、損傷等による戻し稅）の規定の適用を受けようとする者は、災害その他やむを得ない事故（以下「災害等」という。）のやんだ後速やかに、当該災害等により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物の記号、番号、品名、數量、價格、關稅の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、その記号、番号、品名、數量、價格、關稅の額並びに特例申告書（関稅法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書（同法第七条の十六第四項（更正通知書又は決定通知書）に規定す</p>

書をいう。以下同じ。)(の発出の年月日及び決定通知書の番号)並びに当該貨物の置かれていた場所並びに被害の状況その他参考となるべき事項を記載した届出書を、その輸入地を所轄する税関長に提出して、当該事項についてその確認を受けなければならない。この場合において、税関長は、その届出に係る事項について確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書を交付するものとする。

2 法第十条第二項の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、災害等のやんだ日から三月以内に、払戻しを受けようとする金額及びその計算の基礎を記載した申請書に、前項後段の確認書及び当該払戻しに係る貨物についての輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)を添付して、これを当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

第三条の四 第二条第二項及び第三条の二の規定は、法第十条第四項(変質、損傷等による控除)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「納付された関税の全額(附帯税(関税法第二条第一項第四号の二(定義)に規定する附帯税をいう。以下同じ。)(の額を除く。)(とあるのは、「課されるべき関税の全額」と、同項第二号中「額(附帯税の額を除く。)(とあるのは、「額」と、第三条の二第一項中「災害その他やむを得ない事故(以下「災害等」という。)(のやんだ後速やかに、当該災害等」とあるのは、「控除に係る貨物についての特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)(の提出期限内に、災害その他やむを得ない事故」と、「関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税の額並びに特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)(の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書(同法第七条の十

決定通知書をいう。以下同じ。)(の発出の年月日及び決定通知書の番号)並びに当該貨物の置かれていた場所並びに被害の状況その他参考となるべき事項を記載した届出書を、その輸入地を所轄する税関長に提出して、当該事項についてその確認を受けなければならない。この場合において、税関長は、その届出に係る事項について確認したときは、当該届出書を提出した者に確認書を交付するものとする。

2 法第十条第二項の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、災害等のやんだ日から三月以内に、払戻しを受けようとする金額及びその計算の基礎を記載した申請書に、前項後段の確認書及び当該払戻しに係る貨物についての輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)を添付して、これを当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

第三条の四 第二条第二項及び第三条の二の規定は、法第十条第四項(変質、損傷等による控除)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「納付された関税の全額(附帯税(関税法第二条第一項第四号の二(定義)に規定する附帯税をいう。以下同じ。)(の額を除く。)(とあるのは、「課されるべき関税の全額」と、同項第二号中「額(附帯税の額を除く。)(とあるのは、「額」と、第三条の二第一項中「災害その他やむを得ない事故(以下「災害等」という。)(のやんだ後速やかに、当該災害等」とあるのは、「控除に係る貨物についての特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)(の提出期限内に、災害その他やむを得ない事故」と、「関税の額、輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、その記号、番号、品名、数量、価格、関税の額並びに特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。)(の提出の年月日及び特例申告書の番号又は決定通知書(同法

第六第四項（更正通知書又は決定通知書）に規定する決定通知書をいう。以下同じ。
（）の発出の年月日及び決定通知書の番号）」とあるのは「輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号」と、同条第二項中「災害等のやんだ日から三月以内」とあるのは「控除に係る貨物についての特例申告書の提出期限内」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と読み替えるものとする。

（製造用原料品の減税又は免税の手續）

第七条 法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする者は、その軽減又は免除を受けようとする原料品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 （省 略）

（製造が終了した場合の届出及び検査）

第九条 法第十三条第五項（製造が終了した場合の検査）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

一 （省 略）

二 使用した製造用原料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三及び四 （省 略）

2及び3 （省 略）

第七条の十六第四項（更正通知書又は決定通知書）に規定する決定通知書をいう。以下同じ。
（）の発出の年月日及び決定通知書の番号）」とあるのは「輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号」と、同条第二項中「災害等のやんだ日から三月以内」とあるのは「控除に係る貨物についての特例申告書の提出期限内」と、「証明書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と読み替えるものとする。

（製造用原料品の減税又は免税の手續）

第七条 法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする者は、その軽減又は免除を受けようとする原料品の輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

（製造が終了した場合の届出及び検査）

第九条 法第十三条第五項（製造が終了した場合の検査）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

一 同上

二 使用した製造用原料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三及び四 同上

2及び3 同上

(製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続)

第十条 法第十三条第六項ただし書(製造用原料品の用途外使用等)の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその承認を受けようとする製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならぬ。

一 (省 略)

二 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三及び四 (省 略)

(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)

第十一条 法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減又は免除を受けた者(次条の届出書に係る製造用原料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。)は、その製造用原料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原料品又はその製品の品名及び数量、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第十三条第五項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。

2 法第十三条第七項ただし書(製造用原料品等の亡失、滅却等の場合)に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原料品又は製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに滅却の日時、方

(製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続)

第十条 法第十三条第六項ただし書(製造用原料品の用途外使用等)の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその承認を受けようとする製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならぬ。

一同上

二 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三及び四 同上

(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)

第十一条 法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定により関税の軽減又は免除を受けた者(次条の届出書に係る製造用原料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。)は、その製造用原料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原料品又はその製品の品名及び数量、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第十三条第五項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。

2 法第十三条第七項ただし書(製造用原料品等の亡失、滅却等の場合)に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原料品又は製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに滅却

法及び理由を記載した申請書とその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 法第十三条第七項ただし書において準用する法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原料品又は製品を法第十三条第一項各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、第三条第一項各号に掲げる事項のほか、当該原料品又は製品が置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）を記載した申請書とその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原料品又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

（製造用原料品の譲渡の場合の届出）

第十一条の二 法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、当該関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一及び二 （省 略）

三 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

四六 （省 略）

（製造用原料品に関する記帳義務）

の日時、方法及び理由を記載した申請書とその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 法第十三条第七項ただし書において準用する法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原料品又は製品を法第十三条第一項各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、第三条第一項各号に掲げる事項のほか、当該原料品又は製品が置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）を記載した申請書とその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原料品又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

（製造用原料品の譲渡の場合の届出）

第十一条の二 法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、当該関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一及び二 同上

三 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

四六 同上

（製造用原料品に関する記帳義務）

第十二条 法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造工場に入れた製造用原料品の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

二 丁六（省 略）

2（省 略）

（免税の申請）

第十三条 法第十四条（無条件免税）の規定による関税の免除を受けようとする者は、輸入申告書の提出を必要とされている貨物については、当該輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）にその免除を受けようとする旨を記載しなければならない。

（無条件免税をしない携帯品）

第十三条の五 法第十四条第七号（無条件免税）に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄の各号に掲げる輸入する物品の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる物品とする。

輸入する物品	無条件免税をしない物品
一 法の別表第一・六項に掲げる物品	輸入する者ごとに輸入する物品の数量とその輸入の日からさかのぼつて一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六
	年法律第百十三号）第三十五条（米穀の輸入数量の届出）の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するものとして輸入した物

第十二条 法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造工場に入れた製造用原料品の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

二 丁六 同 上

2 同 上

（免税の申請）

第十三条 法第十四条（無条件免税）の規定による関税の免除を受けようとする者は、輸入申告書の提出を必要とされている貨物については、当該輸入申告書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書）にその免除を受けようとする旨を記載しなければならない。

（無条件免税をしない携帯品又は引越荷物の指定）

第十三条の五 法第十四条第七号及び第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）に規定する政令で指定する物品は、法の別表第一・六項に掲げる物品（輸入する者ごとに輸入する物品の数量とその輸入の日からさかのぼつて一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三十五条（米穀の輸入数量の届出）の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するものとして輸入した物品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合における当該輸入する物品（第十六条の三及び第十六条の四において「免税対象物品」という。）を除く。）とする。

二 法の別表第二二・三項から第二一・八項まで及び第二四類に掲げる物品その他の財務省令で定める物品	輸入する者ごとに輸入する物品の数量が当該物品ごとに財務省令で定める数量以下である場合における当該輸入する物品以外のもの
三 前二号上欄に掲げる物品以外の物品（輸入する者の個人的な使用に供する身の回り品及び職業上必要な器具として財務省令で定めるものを除く。）	輸入する者ごとに財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額が二十万円を超えない範囲内において財務省令で定める額以下である場合における当該輸入する物品以外のもの

（無条件免税をしない引越荷物）

第十三条の六 前条の規定は、法第十四条第八号（無条件免税）に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、前条の表の第三号の上欄中「輸入する者」とあるのは、「輸入する者又はその家族」と読み替えるものとする。

（再輸入免税貨物の輸入の手続）

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（再輸入貨物の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告。次項において同じ。）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書（又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならぬ。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づ

（再輸入免税貨物の輸入の手続）

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（再輸入貨物の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告。次項において同じ。）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告に係る指定貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当する

き明らかであるときは、この限りでない。

2 (省 略)

(関税を免除することを適当としない物品の指定)

第十六条の三 法第十四条第十八号(少額貨物の免税)に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。)とする。

一〇十七 (省 略)

十八 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十四条第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの

(外国で採捕された水産物等の免税の手続)

第十六条の六 法第十四条の三第一項(外国で採捕された水産物等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物)にあつては、特例申告)の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(水産物加工製品の指定等)

第十六条の七 (省 略)

2 (省 略)

ことが他の資料に基づき明らかであるときは、この限りでない。

2 同 上

(関税を免除することを適当としない物品の指定)

第十六条の三 法第十四条第十八号(少額貨物の免税)に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品(第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。)とする。

一〇十七 同 上

十八 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十条の四第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの

(外国で採捕された水産物等の免税の手続)

第十六条の六 法第十四条の三第一項(外国で採捕された水産物等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物)にあつては、特例申告)の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(水産物加工製品の指定等)

第十六条の七 同 上

2 同 上

3 第十四条の三第二項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、加工又は製造前の水産物の品名、数量及び価額並びに軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎を記載した明細書に当該製品が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造されたものであることを証する書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（国等以外の者が経営する施設の指定）

第十七条 第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園で私立のもの、同法第九十八条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項（定義）に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項（名称の特例）に規定する公立大学法人が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第二条（名称）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校

二 丁六（省 略）

（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手続）

第十九条 第十五条第一項第一号（標本、参考品等の特定用途免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名、数量及び原産地、陳

3 第十四条の三第二項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、加工又は製造前の水産物の品名、数量及び価額並びに軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎を記載した明細書に当該製品が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造されたものであることを証する書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

（国等以外の者が経営する施設の指定）

第十七条 第十五条第一項第一号（標本、参考品等の特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園で私立のもの、同法第九十八条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項（定義）に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項（名称の特例）に規定する公立大学法人が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第二条（名称）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校

二 丁六 同 上

（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手続）

第十九条 第十五条第一項第一号（標本、参考品等の特定用途免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名、数量及び

列又は使用の目的、方法及び場所並びにその同種品又は類似品について同号の規定による免除を既に受けたことがあるかどうか及び学術研究用品については新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難なものであることの事由を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(寄贈物品の免税の手続)

第二十条 法第十五条第一項第二号から第五号まで(寄贈物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2及び3 (省 略)

(博覧会等において使用される物品の免税の手続)

第二十一条の二 法第十五条第一項第五号の二(博覧会等において使用される物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、原産地、価格、数量及びその算出の基礎、使用の目的及び方法並びに当該博覧会等の名称、開催期間、会場の位置及び主催者の名称を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手続)

第二十四条 法第十五条第一項第八号(航空機の発着に使用する機械等の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする

原産地、陳列又は使用の目的、方法及び場所並びにその同種品又は類似品について同号の規定による免除を既に受けたことがあるかどうか及び学術研究用品については新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難なものであることの事由を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(寄贈物品の免税の手続)

第二十条 法第十五条第一項第二号から第五号まで(寄贈物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2及び3 同上

(博覧会等において使用される物品の免税の手続)

第二十一条の二 法第十五条第一項第五号の二(博覧会等において使用される物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名、原産地、価格、数量及びその算出の基礎、使用の目的及び方法並びに当該博覧会等の名称、開催期間、会場の位置及び主催者の名称を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手続)

第二十四条 法第十五条第一項第八号(航空機の発着に使用する機械等の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする

る物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 (省略)

(条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続)

第二十五条の三 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、これらの事項のうち必要がないと認めるものの記載を省略させることができる。

一～三 (省略)

2 (省略)

(帳簿等の備付け)

第二十五条の四 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免税）の規定により関税の免除を受けた貨物をその免除を受けた用途に供する者は、当該貨物を搬入した事業場（第二十五条の二第二号に掲げる貨物にあつては、原子力事故等の援助条約第四条１に規定する権限のある当局。以下この条において同じ。）に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物（特例申告貨物を除く。）の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一及び二 (省略)

三 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

る物品の輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手続)

第二十五条の三 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、これらの事項のうち必要がないと認めるものの記載を省略させることができる。

一～三 同上

2 同上

(帳簿等の備付け)

第二十五条の四 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免税）の規定により関税の免除を受けた貨物をその免除を受けた用途に供する者は、当該貨物を搬入した事業場（第二十五条の二第二号に掲げる貨物にあつては、原子力事故等の援助条約第四条１に規定する権限のある当局。以下この条において同じ。）に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一及び二 同上

三 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

四及び五 (省略)

(特定用途免税貨物の用途外使用の届出等)

第二十六条 法第十五条第一項各号(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けた者(第五項の規定の適用を受けて貨物の譲渡を受けた者を含む。以下この条において同じ。)は、その免除を受けた貨物を同項に規定する期間内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、その品名、数量、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに新たに供しようとする用途及びその年月日又は譲り受けようとする者の住所、氏名若しくは名称及びその譲渡しようとする年月日を記載した届出書をその置かれている場所を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、次項に規定する検査を受けた場合は、この限りでない。

2~4 (省略)

5 法第十五条第一項第一号から第五号の二まで、第八号及び第十号の規定により関税の免除を受けた者は、当該関税の免除を受けた貨物を、同項に規定する期間内に、当該各号に掲げる用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該貨物が置かれている場所を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第三項の規定による届出は、省略することができる。

一及び二 (省略)

三 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

四~六 (省略)

四及び五 同上

(特定用途免税貨物の用途外使用の届出等)

第二十六条 法第十五条第一項各号(特定用途免税)の規定により関税の免除を受けた者(第五項の規定の適用を受けて貨物の譲渡を受けた者を含む。以下この条において同じ。)は、その免除を受けた貨物を同項に規定する期間内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、その品名、数量、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに新たに供しようとする用途及びその年月日又は譲り受けようとする者の住所、氏名若しくは名称及びその譲渡しようとする年月日を記載した届出書をその置かれている場所を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、次項に規定する検査を受けた場合は、この限りでない。

2~4 同上

5 法第十五条第一項第一号から第五号の二まで、第八号及び第十号の規定により関税の免除を受けた者は、当該関税の免除を受けた貨物を、同項に規定する期間内に、当該各号に掲げる用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該貨物が置かれている場所を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第三項の規定による届出は、省略することができる。

一及び二 同上

三 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

四~六 同上

(輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続)

第五十一条 輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物を法第十九条第一項後段(輸出貨物製造用原料品の減税又は免税)に規定する期間内に輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、当該原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類。次項において同じ。)及び第四十九条において準用する第九条第三項の規定により交付を受けた製品検査書(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の届出に関する書面)を税関長に提出しなければならない。

2 (省略)

(内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続)

第五十四条の二 (省略)

2~4 (省略)

5 第二項又は前項の規定によりこれらの項に規定する書類の返付を受けた者は、当該書類に基づいて法第十九条の二第一項の規定により免除を受けることができる関税の全額について免除を受ける前に、第二項又は前項の輸出された貨物の全部又は一部が契約の破棄等により輸入されることとなるときは、その輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。)の際に、当該書類を当該申告をする税関長に提出しなければならない。この場合において、当該貨物の一部が輸入されることとなるときは、税関長は、当該書類に記載された当該確認に係る事項につき所要の是正をして、これをその輸入申告をした者に返付しなければならない。

(内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続)

第五十四条の三 法第十九条の二第一項(内貨原料品による製品を輸出した場合の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする外国貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名

(輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続)

第五十一条 輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物を法第十九条第一項後段(輸出貨物製造用原料品の減税又は免税)に規定する期間内に輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、当該原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類。次項において同じ。)及び第四十九条において準用する第九条第三項の規定により交付を受けた製品検査書(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の届出に関する書面)を税関長に提出しなければならない。

2 同上

(内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続)

第五十四条の二 同上

2~4 同上

5 第二項又は前項の規定によりこれらの項に規定する書類の返付を受けた者は、当該書類に基づいて法第十九条の二第一項の規定により免除を受けることができる関税の全額について免除を受ける前に、第二項又は前項の輸出された貨物の全部又は一部が契約の破棄等により輸入されることとなるときは、その輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。)の際に、当該書類を当該申告をする税関長に提出しなければならない。この場合において、当該貨物の一部が輸入されることとなるときは、税関長は、当該書類に記載された当該確認に係る事項につき所要の是正をして、これをその輸入申告をした者に返付しなければならない。

(内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続)

第五十四条の三 法第十九条の二第一項(内貨原料品による製品を輸出した場合の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする外国貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に

及び数量、免除を受けようとする関税の額その他参考となるべき事項を記載した書面に前条第二項又は第四項の規定により税関長が返付した書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 (省略)

(戻し税を受けるため課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続)

第五十四条の八 課税原料品について法第十九条の第二項(課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税)の規定の適用を受けようとする者は、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を当該保税工場又は総合保税地域を許可した税関長に提出して、その承認を受けなければならない。

一～三 (省略)

四 課税原料品の輸入を許可した税関及びその許可の年月日(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。)

五及び六 (省略)

2 前項の承認を受けた課税原料品による輸出貨物の製造が終了したときは、次に掲げる事項を記載した製造報告書を同項の税関長に提出して、その承認を受けなければならない。

一及び二 (省略)

三 課税原料品の輸入を許可した税関及びその許可の年月日(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。)

四及び五 (省略)

3 (省略)

(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続)

、その品名及び数量、免除を受けようとする関税の額その他参考となるべき事項を記載した書面に前条第二項又は第四項の規定により税関長が返付した書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 同上

(戻し税を受けるため課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続)

第五十四条の八 課税原料品について法第十九条の第二項(課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税)の規定の適用を受けようとする者は、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を当該保税工場又は総合保税地域を許可した税関長に提出して、その承認を受けなければならない。

一～三 同上

四 課税原料品の輸入を許可した税関及びその許可の年月日(特例申告に係る指定制貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。)

五及び六 同上

2 前項の承認を受けた課税原料品による輸出貨物の製造が終了したときは、次に掲げる事項を記載した製造報告書を同項の税関長に提出して、その承認を受けなければならない。

一及び二 同上

三 課税原料品の輸入を許可した税関及びその許可の年月日(特例申告に係る指定制貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。)

四及び五 同上

3 同上

(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続)

第五十四条の九 法第十九条の二第二項（課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、その払戻しに係る輸出貨物の輸出申告の際に、その払戻しを受けようとする課税原料品の品名及び数量並びに当該輸出貨物を製造した保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地を記載した申請書に課税原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び前条第三項の規定により還付を受けた製造報告書を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出し、当該輸出貨物に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査の際に、第五十四条の七の規定による払戻しの額の決定に必要な検査を受けなければならない。

第五十四条の十一 第五十四条の七から第五十四条の九までの規定は、法第十九条の二第四項（輸入原料品による製品を輸出した場合の控除）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の七中「関税を納付して輸入された貨物（以下「課税原料品」という。）で同項」とあるのは「輸入された貨物で法第十九条の二第四項」と、「使用したものについて納付した関税（附帯税を除く。）の額（当該課税原料品」とあるのは「使用したもの（以下この条並びに第五十四条の十一において準用する次条及び第五十四条の九において「輸入原料品」という。）について課されるべき関税の額（当該輸入原料品」と、第五十四条の八第一項（第四号を除く。）及び第二項（第三号を除く。）中「課税原料品」とあるのは「輸入原料品」と、同条第一項第四号及び第二項第三号並びに第五十四条の九中「課税原料品の」とあるのは「輸入原料品の」と、第五十四条の八第一項第四号及び第二項第三号中「特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。」とあるのは「年月日」と、第五十四条の九中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあ

第五十四条の九 法第十九条の二第二項（課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、その払戻しに係る輸出貨物の輸出申告の際に、その払戻しを受けようとする課税原料品の品名及び数量並びに当該輸出貨物を製造した保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地を記載した申請書に課税原料品の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び前条第三項の規定により還付を受けた製造報告書を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出し、当該輸出貨物に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査の際に、第五十四条の七の規定による払戻しの額の決定に必要な検査を受けなければならない。

第五十四条の十一 第五十四条の七から第五十四条の九までの規定は、法第十九条の二第四項（輸入原料品による製品を輸出した場合の控除）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の七中「関税を納付して輸入された貨物（以下「課税原料品」という。）で同項」とあるのは「輸入された貨物で法第十九条の二第四項」と、「使用したものについて納付した関税（附帯税を除く。）の額（当該課税原料品」とあるのは「使用したもの（以下この条並びに第五十四条の十一において準用する次条及び第五十四条の九において「輸入原料品」という。）について課されるべき関税の額（当該輸入原料品」と、第五十四条の八第一項（第四号を除く。）及び第二項（第三号を除く。）中「課税原料品」とあるのは「輸入原料品」と、同条第一項第四号及び第二項第三号並びに第五十四条の九中「課税原料品の」とあるのは「輸入原料品の」と、第五十四条の八第一項第四号及び第二項第三号中「特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日又は決定通知書の発出の年月日を含む。」とあるのは「年月日」と、第五十四条の九中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申

つては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証明書」と、「前条第三項」とあるのは「第五十四条の十一において準用する前条第三項」と、「これを」とあるのは「当該輸入原料品に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該輸入原料品の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、「第五十四条の七」とあるのは「第五十四条の十一において準用する第五十四条の七」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）

第五十六条 法第二十条第一項（違約品等の再輸出の場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条において同じ。）に入れたときは、その旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

2 法第二十条第二項（違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税）の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該貨物の品名及び数量、その置かれている保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書に当該貨物の廃棄がやむを得ないものである

告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証明書」と、「前条第三項」とあるのは「第五十四条の十一において準用する前条第三項」と、「これを」とあるのは「当該輸入原料品に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該輸入原料品の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、「第五十四条の七」とあるのは「第五十四条の十一において準用する第五十四条の七」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）

第五十六条 法第二十条第一項（違約品等の再輸出の場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条において同じ。）に入れたときは、その旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

2 法第二十条第二項（違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税）の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該貨物の品名及び数量、その置かれている保税地域の名称及び所在地並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書に当該貨物の廃棄がやむを得ないものである

ことを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを当該税関長に提出し、同項に規定する承認を受けなければならない。

3 (省略)

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出の場合の控除）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項（違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除）の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一項及び第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、第五十五条第一項中「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項及び第五十六条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、第五十五条第二項中「納付した関税の全額」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「この条及び次条」とあるのは「この条」と、同項及び同条第三項中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、同条第一項及び第二項中「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、同条第一項中「の税関長に」とあるのは「の税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは

ことを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを当該税関長に提出し、同項に規定する承認を受けなければならない。

3 同上

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出の場合の控除）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項（違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除）の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一項及び第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、第五十五条第一項中「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項及び第五十六条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、第五十五条第二項中「納付した関税の全額」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「この条及び次条」とあるのは「この条」と、同項及び同条第三項中「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、同条第一項及び第二項中「証明書（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、同条第一項中「の税関長に」とあるのは「の税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と、同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なる

、当該承認をした税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に」と読み替えるものとする。

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告(特例申告貨物)にあつては、特例申告()の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 三 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第六号、第六号の二、第九号及び第十号に掲げる貨物(特例申告貨物を除く。)については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一 (省 略)

二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号(特例申告貨物)にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。()

三 五 (省 略)

(減免税貨物の転用ができる場合の指定等)

第六十一条の二 (省 略)

2 法第二十条の三第一項に規定する税関長の確認を受けようとする者は、次に掲

なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に」と読み替えるものとする。

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物)にあつては、特例申告()の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 三 同 上

2 及び 3 同 上

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第六号、第六号の二、第九号及び第十号に掲げる貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一 同 上

二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号(特例申告に係る指定貨物)にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。()

三 五 同 上

(減免税貨物の転用ができる場合の指定等)

第六十一条の二 同 上

2 法第二十条の三第一項に規定する税関長の確認を受けようとする者は、次に掲

ける事項を記載した申請書に、その確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受ける場合に必要とされる書類を添付して、その確認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可に係る年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三 五 (省略)

(牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものの証明方法)

第六十三条 法の別表第一類の備考1の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 (省略)

(無税を適用する馬の証明方法)

第六十四条 法の別表第一一・一 号の一の(一)及び(二)のA並びに第一一・九号の一の(一)及び(二)のAの証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 (省略)

(野菜栽培用の豆の証明方法)

第六十七条 法の別表第七一三・一 号の二の(一)、第七一三・三三三号の二の(一)、第七一三・三九号の二の(一)、第七一三・五 号の二の(一)及び第七一三・九 号の二の(一)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出するこ

ける事項を記載した申請書に、その確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受ける場合に必要とされる書類を添付して、その確認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一同上

二 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可に係る年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三 五 同上

(牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものの証明方法)

第六十三条 法の別表第一類の備考1の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 同上

(無税を適用する馬の証明方法)

第六十四条 法の別表第一一・一 号の一の(一)及び(二)のA並びに第一一・九号の一の(一)及び(二)のAの証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 同上

(野菜栽培用の豆の証明方法)

第六十七条 法の別表第七一三・一 号の二の(一)、第七一三・三三三号の二の(一)、第七一三・三九号の二の(一)、第七一三・五 号の二の(一)及び第七一三・九 号の二の(一)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に

<p>とにより行うものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(小売用の容器入りのものにするための証明の手続)</p> <p>第六十九条 法の別表第二一 六・九 号の二の(ロ)のEの の八の(ロ)の に規定する成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのものにする(以下この条において「詰替え」という。)の証明をしようとする者は、当該証明に係る物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (省略)</p>	<p>提出することにより行うものとする。</p> <p>2 同上</p> <p>(小売用の容器入りのものにするための証明の手続)</p> <p>第六十九条 法の別表第二一 六・九 号の二の(ロ)のEの の八の(ロ)の に規定する成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのものにする(以下この条において「詰替え」という。)の証明をしようとする者は、当該証明に係る物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 同上</p>
--	--

改正案	現行
<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章及び第二章（省略）</p> <p>第三章 特別緊急関税等（第十一条 第十九条）</p> <p>第三章の二 経済連携協定（第十九条の二）</p> <p>第四章及び第五章（省略）</p> <p>第六章 経済連携協定に基づく関税割当制度等（第三十三条）</p> <p>第七章 第十章（省略）</p> <p>附則</p> <p>（政府が貸付けを行った米穀に準ずる米穀の指定）</p> <p>第三条の二 法の別表第一第一 六・一 号、第一 六・二 号、第一 六・三 号及び第一 六・四 号に規定する政府が貸付けを行った米穀に準ずるものとして政令で定めるものは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十六条第一項第一号に掲げる者に対して同項第二号に掲げる者が貸付けを行った米穀とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税手続）</p> <p>第八条 法第四条の規定により前条各号に掲げる物品について関税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告）（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告（）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p>	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）</p> <p>目次</p> <p>第一章及び第二章 同上</p> <p>第三章 特別緊急関税等（第十一条 第十九条）</p> <p>第四章及び第五章 同上</p> <p>第六章 メキシコ協定に基づく関税割当制度等（第三十三条）</p> <p>第七章 第十章 同上</p> <p>附則</p> <p>（政府が貸付けを行った米穀に準ずる米穀の指定）</p> <p>第三条の二 法の別表第一第一 六・一 号、第一 六・二 号、第一 六・三 号及び第一 六・四 号に規定する政府が貸付けを行った米穀に準ずるものとして政令で定めるものは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第一項第一号に掲げる者に対して同項第二号に掲げる者が貸付けを行った米穀とする。</p> <p>（航空機部分品等の免税手続）</p> <p>第八条 法第四条の規定により前条各号に掲げる物品について関税の免除を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告）（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第一項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告（）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p>

一、三 (省略)

2 (省略)

(帳簿等の備付け)

第九条 法第四条の規定により関税の免除を受けた物品をその免除を受けた用途に供する者は、その事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の記載は、当該事業場に当該物品(特例申告貨物を除く。)の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一及び二 (省略)

三 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。))の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

四及び五 (省略)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。(に係る数量として、同法第二百一条第一項第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。))に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た

一、三 同上

2 同上

(帳簿等の備付け)

第九条 法第四条の規定により関税の免除を受けた物品をその免除を受けた用途に供する者は、その事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の記載は、当該事業場に当該物品(特例申告に係る指定貨物を除く。)の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一及び二 同上

三 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書(関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書をいう。以下同じ。))の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

四及び五 同上

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。(に係る数量として、同法第二百一条第一項第一号(統計の作成)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。))に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た

数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十九年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

第三章の二 経済連携協定

(経済連携協定)

第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
- 二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 三 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)

第二十三条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者(特例申告貨物)について関税の軽減を受けようとする者を除く。()は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際に、その輸入申告書に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類並びに次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しななければならない。

一～五 (省 略)

2及び3 (省 略)

数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十八年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同上

(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)

第二十三条 法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者(特例申告に係る指定貨物)について関税の軽減を受けようとする者を除く。()は、その軽減を受けようとする製品の輸入の際に、その輸入申告書に同条に規定する輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類並びに次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しななければならない。

一～五 同上

2及び3 同上

4 特例申告貨物について法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省略)

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 別表第一の第五号に掲げる国を原産地とする関税率表第二九 五・三二号に掲げる物品並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二 号の一、第四六 一・二二号、第四六 一・二二二号、第四六 一・二九号の二、第八二二三・ 号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一四号に掲げる物品(気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。)

(並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・

4 特例申告に係る指定貨物について法第八条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同上

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 別表第一の第一三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一六号に掲げる物品、別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一四号に掲げる物品(気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。) 並びに別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六 四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、第一六 五・九 号の二の(三) に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。)、第二八二四・一 号に掲げる物品、第六九二二・ 号に掲げる物品及び第九四 四・九 号に掲げる物品であつて、平成十九年三月三十一日までに輸入されるもの
- 二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二 号の一、第四六 一・二二二号、第四六 一・二二九号の二、第八二二三・ 号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十年三月三十一日までに輸入されるもの

一九号に掲げる物品（うなぎのもの及び節類以外のものに限る。）

五・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。）

一 号に掲げる物品、第六九二一・ 号に掲げる物品及び第九四 四・九

号に掲げる物品であつて、平成二十一年三月三十一日までに輸入されるもの

三 別表第一の第一三八号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ〜ハ（省略）

四 別表第一の第一三四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ〜ハ（省略）

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二号、第三号、第二十七号、第三三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八 号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一 一号まで、第一 四号、第一 九号、第一 一 号、第一一三三号、第一一六号、第一一七号、第一二 一 号、第一三三三号から第一三三三号まで、第一三七号、第一四 号から第一四二二号まで、第一五 号及び第一五二 号から第一五四号までに掲げる国とする。

（原産地の証明）

第二十七条 法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（以下「特惠受益国等」という。）（を原産地とする物品）以下「特惠受益国原産品」という。）について、同項又は同条第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特惠受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

一及び二（省略）

三 特例申告貨物である物品（前二号に該当するものを除く。）

三 別表第一の第一四 号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ〜ハ 同上

四 別表第一の第一三六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ〜ハ 同上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二号、第三号、第二十七号、第三三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八 号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一 一号まで、第一 四号、第一 九号、第一 一 号、第一一三三号、第一一八号、第一一九号、第一二二 号、第一三三三号から第一三五五号まで、第一三九号、第一四二 号から第一四四号まで、第一五一 号、第一五二 号、第一五五号及び第一五六号に掲げる国とする。

（原産地の証明）

第二十七条 法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（以下「特惠受益国等」という。）（を原産地とする物品）以下「特惠受益国原産品」という。）（について、同項又は同条第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特惠受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

一及び二 同上

三 特例申告に係る指定貨物である物品（前二号に該当するものを除く。）

2～5 (省略)

(特恵対象物品の本邦への運送)

第三十一条 (省略)

2 (省略)

3 第一項第二号又は第三号に掲げる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品についての輸入申告に際し、当該物品が当該各号に掲げる物品に該当することを証する書類として、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければならない。ただし、課税価格の総額が二十万円以下の物品又は特例申告貨物については、この限りでない。

一～三 (省略)

4 特例申告貨物であつて第一項第二号又は第三号に掲げる物品について法第八条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、特例申告書に当該特例申告貨物が第一項第二号又は第三号に掲げる物品である旨を記載しなければならない。ただし、課税価格の総額が二十万円以下の物品については、この限りでない。

5 (省略)

第六章 経済連携協定に基づく関税割当制度等

(輸入額の公告)

第三十三条 財務大臣は、法第八条の六第四項に規定する経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末までに官報で公告するものとする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

2～5 同上

(特恵対象物品の本邦への運送)

第三十一条 同上

2 同上

3 第一項第二号又は第三号に掲げる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品についての輸入申告に際し、当該物品が当該各号に掲げる物品に該当することを証する書類として、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければならない。ただし、課税価格の総額が二十万円以下の物品又は特例申告に係る指定貨物については、この限りでない。

一～三 同上

4 特例申告に係る指定貨物であつて第一項第二号又は第三号に掲げる物品について法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、特例申告書に当該指定貨物が第一項第二号又は第三号に掲げる物品である旨を記載しなければならない。ただし、課税価格の総額が二十万円以下の物品については、この限りでない。

5 同上

第六章 メキシコ協定に基づく関税割当制度等

(輸入額の公告)

第三十三条 財務大臣は、法第八条の六第四項に規定する経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末までに官報で公告するものとする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 法第九條第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の 及び第 四 二・二 号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。)(を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。))、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。)
 - (若しくは幼児又は関税込率法施行令第六十五条に規定する児童福祉施設の児童の給食の用に供するもの(次条第二項において「学校等給食用のもの」という。))
- 二 第十七 (省略)

- 2 法第九條第二項に規定する政令で定める物品は、関税率表第二 二・九 号の二の(一)に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものとする。

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十五条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について、法第九條第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告貨物)にあつては、特例申告(の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 三 (省略)

2 (省略)

3 第八條第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第九條第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合に

第三十四条 法第八條の九第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の 及び第 四 二・二 号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。)(を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。))、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。)
 - (若しくは幼児又は関税込率法施行令第六十五条に規定する児童福祉施設の児童の給食の用に供するもの(次条第二項において「学校等給食用のもの」という。))
- 二 十七 同上

- 2 法第八條の九第二項に規定する政令で定める物品は、関税率表第二 二・九 号の二の(一)に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものとする。

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十五条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について、法第八條の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物)にあつては、特例申告(の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 三 同上

2 同上

3 第八條第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八條の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場

において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の規定する学校、幼稚園又は児童福祉施設（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等に

合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の規定する学校、幼稚園又は児童福祉施設（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校

あつては、配分先の記載は、することを要しない。

一三三 (省 略)

6 税関長は、必要があると認めるときは、法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分機関及び当該物品の給食を実施する学校等並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

7 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第四十七条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 (省 略)

8 (省 略)

9 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第七号に掲げる物品を使用する者(以下この項及び第十一項において「七号物品使用者」という。)、七号物品使用者に対し当該物品を販売する者(以下この項及び第十一項において「七号物品販売者」という。)、及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの(以下この項及び第十一項において「共同利用施設用七号物品」という。)(を使用して七号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品又は共同利用施設用七号物品を使用して製造された飼料の受入年月日及び受入先(輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号)(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)(、規格、数量、価格並びに蔵置場

等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

一三三 同上

6 税関長は、必要があると認めるときは、法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分機関及び当該物品の給食を実施する学校等並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

7 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第四十七条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 同上

8 同上

9 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第七号に掲げる物品を使用する者(以下この項及び第十一項において「七号物品使用者」という。)、七号物品使用者に対し当該物品を販売する者(以下この項及び第十一項において「七号物品販売者」という。)、及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの(以下この項及び第十一項において「共同利用施設用七号物品」という。)(を使用して七号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 受け入れた当該物品又は共同利用施設用七号物品を使用して製造された飼料の受入年月日及び受入先(輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号)(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)(、規格、数量、価格並びに蔵置場

二及び三（省略）

10 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの（以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。）からコーンフレークを製造する者（以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。）及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者（以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。）は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 受け入れた原料用とうもろこしの受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号、関税の課税標準となる価格並びに軽減を受けた関税の額（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所

二及び三（省略）

11（省略）

12 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第九号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグール（以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二（省略）

13（省略）

14 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第十六号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次項において「輸入者等」という。）は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許

二及び三 同上

10 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの（以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。）からコーンフレークを製造する者（以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。）及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者（以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。）は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 受け入れた原料用とうもろこしの受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号、関税の課税標準となる価格並びに軽減を受けた関税の額（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所

二及び三 同上

11 同上

12 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第九号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグール（以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 同上

13 同上

14 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第十六号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次項において「輸入者等」という。）は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許

可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）（ ）、性状、数量、価格並びに蔵置場

二（省略）
15（省略）

（用途外使用等の承認の申請手続）

第三十六条 法第十条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一（省略）
- 二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三及び四（省略）

2 税関長は、法第十条ただし書の承認をする場合において、特に必要があるときは、その承認を受けようとする物品の確認をする場所を指定することができる。

（変質等による減税手続）

第三十七条 前条に規定する承認を受けた物品について法第十一条後段の規定により関税の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を前条第一項の税関長に提出して、当該物品につき税関の検査を受けなければならない。

- 一（省略）
- 二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三及び四（省略）

可の年月日及び許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）（ ）、性状、数量、価格並びに蔵置場

二 同上
15 同上

（用途外使用等の承認の申請手続）

第三十六条 法第九条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 同上
- 二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三及び四 同上

2 税関長は、法第九条ただし書の承認をする場合において、特に必要があるときは、その承認を受けようとする物品の確認をする場所を指定することができる。

（変質等による減税手続）

第三十七条 前条に規定する承認を受けた物品について法第十条後段の規定により関税の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を前条第一項の税関長に提出して、当該物品につき税関の検査を受けなければならない。

- 一 同上
- 二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三及び四 同上

(亡失及び滅却の届出)

第三十八条 法第四条の規定により関税の免除を受け、又は法第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 その輸入の許可に係る税関、輸入の許可の年月日及び許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む)。

)

三 (省 略)

2 前項に規定する者が同項の物品をその輸入の許可の日から二年以内にやむを得ない理由により滅却しようとする場合には、当該物品の使用者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 その輸入の許可に係る税関、輸入の許可の年月日及び許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む)。

)

三及び四 (省 略)

(減免税物品の転用ができる場合)

第三十九条 関税率法施行令第六十一条の二(減免税貨物の転用ができる場合の指定等)の規定は、法第十二条において準用する関税率法第二十条の三第一項(関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

(亡失及び滅却の届出)

第三十八条 法第四条の規定により関税の免除を受け、又は法第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 同 上

二 その輸入の許可に係る税関、輸入の許可の年月日及び許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む)。

三 同 上

2 前項に規定する者が同項の物品をその輸入の許可の日から二年以内にやむを得ない理由により滅却しようとする場合には、当該物品の使用者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 同 上

二 その輸入の許可に係る税関、輸入の許可の年月日及び許可書の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む)。

三及び四 同 上

(減免税物品の転用ができる場合)

第三十九条 関税率法施行令第六十一条の二(減免税貨物の転用ができる場合の指定等)の規定は、法第十条の二において準用する関税率法第二十条の三第一項(関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第四十条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一 三十 (省略)

(承認小売業者の承認申請手続等)

第四十一条 法第十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 法第十四条第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第四十四条において「特定販売場」という。)の名称

三 (省略)

四 特定旅客が法第十四条第一項の規定の適用を受けるための手続その他同条の規定の適用に関する事項の周知の方法

五 特定旅客から法第十四条第一項の規定の適用を受けるための手続に関し助言を求められ、又は相談を受けた場合における助言、相談、情報の提供その他の援助を行うために必要な体制

六 (省略)

2 法第十四条第一項の規定による承認を受けた者(以下「承認小売業者」という。)は、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

(特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限)

第四十二条 法第十四条第一項に規定する政令で定める金額は、二十万円とする。

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第四十条 法第十条の三第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一 三十 同上

(承認小売業者の承認申請手続等)

第四十一条 法第十条の四第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 同上

二 法第十条の四第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第四十四条において「特定販売場」という。)の名称

三 同上

四 特定旅客が法第十条の四第一項の規定の適用を受けるための手続その他同条の規定の適用に関する事項の周知の方法

五 特定旅客から法第十条の四第一項の規定の適用を受けるための手続に関し助言を求められ、又は相談を受けた場合における助言、相談、情報の提供その他の援助を行うために必要な体制

六 同上

2 法第十条の四第一項の規定による承認を受けた者(以下「承認小売業者」という。)は、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

(特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限)

第四十二条 法第十条の四第一項に規定する政令で定める金額は、二十万円とする。

(関税の免除の手続等)

第四十三条 法第十四条第一項の規定により関税の免除を受けようとする特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告書にその免除を受けようとする旨、同項に規定する出域をするために搭乗しようとする航空機の便名及び当該出域に際し同項の規定による関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載しなければならない。

2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十四条第一項の旅客ターミナル施設又は特定販売施設において購入したこと(当該特定販売施設において購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設において引渡しを受けたことを含む。)を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

3 (省略)

(販売を証する書類の交付)

第四十四条 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所並びに特定販売場の名称(法第十四条第一項の特定販売施設において販売した場合にあつては、販売した物品の当該特定旅客への引渡しを行った特定販売場の名称を含む。)

二及び三 (省略)

(承認の取消しの手続)

第四十五条 沖縄地区税関長は、法第十四条第三項の規定により同条第一項の承認を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を受

(関税の免除の手続等)

第四十三条 法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けようとする特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告書にその免除を受けようとする旨、同項に規定する出域をするために搭乗しようとする航空機の便名及び当該出域に際し同項の規定による関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載しなければならない。

2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十条の四第一項の旅客ターミナル施設又は特定販売施設において購入したこと(当該特定販売施設において購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設において引渡しを受けたことを含む。)を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

3 同上

(販売を証する書類の交付)

第四十四条 承認小売業者は、特定販売場において特定旅客に対し販売した物品について当該特定旅客から販売を証する書類を求められた場合には、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所並びに特定販売場の名称(法第十条の四第一項の特定販売施設において販売した場合にあつては、販売した物品の当該特定旅客への引渡しを行った特定販売場の名称を含む。)

二及び三 同上

(承認の取消しの手続)

第四十五条 沖縄地区税関長は、法第十条の四第三項の規定により同条第一項の承認を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を

けていた者に通知しなければならない。

(犯則事件の調査及び処分)

第四十六条 関税法施行令第九章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、法第十六
条から第十八条までの犯則事件の調査及び処分について準用する。

別表第一(第二十五条関係)

番 号	国 又 は 地 域 名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア
四	アルゼンチン
五	アルバニア
六	アルメニア
七	アンゴラ
八	アンティグア・バーブーダ
九	イエメン
一〇	イラク
一一	イラン
一二	インド
一三	インドネシア
一四	ウガンダ
一五	ウクライナ
一六	ウズベキスタン
一七	ウルグアイ
一八	英領アンギラ地域

受けていた者に通知しなければならない。

(犯則事件の調査及び処分)

第四十六条 関税法施行令第九章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、法第十二
条から第十四条までの犯則事件の調査及び処分について準用する。

別表第一(第二十五条関係)

番 号	国 又 は 地 域 名
一	アゼルバイジャン
二	アフガニスタン
三	アルジェリア
四	アルゼンチン
五	アルバニア
六	アルメニア
七	アンゴラ
八	アンティグア・バーブーダ
九	イエメン
一〇	イラク
一一	イラン
一二	インド
一三	インドネシア
一四	ウガンダ
一五	ウクライナ
一六	ウズベキスタン
一七	ウルグアイ
一八	英領アンギラ地域

一九	英領ヴァージン諸島地域
二一	エクアドル
二二	エジプト
二二	エチオピア
二三	エリトリア
二四	エルサルバドル
二五	オマーン
二六	ガーナ
二七	カーボヴェルデ
二八	ガイアナ
二九	カザフスタン
三	カナリー諸島地域
三一	ガボン
三二	カメルーン
三三	ガンビア
三四	カンボジア
三五	ギニア
三六	ギニアビサウ
三七	キューバ
三八	キリバス
三九	キルギス
四	グアテマラ
四一	クック諸島地域
四二	グルジア
四三	グレナダ
四四	クロアチア
四五	ケニア

一九	英領ヴァージン諸島地域
二一	エクアドル
二二	エジプト
二二	エチオピア
二三	エリトリア
二四	エルサルバドル
二五	オマーン
二六	ガーナ
二七	カーボヴェルデ
二八	ガイアナ
二九	カザフスタン
三	カナリー諸島地域
三一	ガボン
三二	カメルーン
三三	ガンビア
三四	カンボジア
三五	ギニア
三六	ギニアビサウ
三七	キューバ
三八	キリバス
三九	キルギス
四	グアテマラ
四一	クック諸島地域
四二	グルジア
四三	グレナダ
四四	クロアチア
四五	ケニア

四六	コートジボワール
四七	コスタリカ
四八	コモロ
四九	コロンビア
五	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア
五六	シエラレオネ
五七	ジブチ
五八	ジブラルタル地域
五九	ジャマイカ
六	シリア
六一	ジンバブエ
六二	スーダン
六三	スリナム
六四	スリランカ
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七	セルビア
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント

四六	コートジボワール
四七	コスタリカ
四八	コモロ
四九	コロンビア
五	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア
五六	シエラレオネ
五七	ジブチ
五八	ジブラルタル地域
五九	ジャマイカ
六	シリア
六一	ジンバブエ
六二	スーダン
六三	スリナム
六四	スリランカ
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七	セルビア
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント

七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チャド
八二	中央アフリカ
八三	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八四	チュニジア
八五	チリ
八六	ツバル
八七	トーゴ
八八	トケラウ諸島地域
八九	ドミニカ
九〇	ドミニカ共和国
九一	トリニダード・トバゴ
九二	トルクメニスタン
九三	トルコ
九四	トンガ
九五	ナイジェリア
九六	ナミビア
九七	ニューエ島地域
九八	ニカラグア
九九	ニジェール

七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チャド
八二	中央アフリカ
八三	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八四	チュニジア
八五	チリ
八六	ツバル
八七	トーゴ
八八	トケラウ諸島地域
八九	ドミニカ
九〇	ドミニカ共和国
九一	トリニダード・トバゴ
九二	トルクメニスタン
九三	トルコ
九四	トンガ
九五	ナイジェリア
九六	ナミビア
九七	ニューエ島地域
九八	ニカラグア
九九	ニジェール

—	ネパール
—	ハイチ
—	パキスタン
—	パナマ
—	バヌアツ
—	パプアニューギニア
—	パラオ
—	パラグアイ
—	バルバドス
—	バングラデシュ
—	東ティモール
—	フィジー
—	フィリピン
—	ブータン
—	フォークランド諸島及びその附属諸島地域
—	ブラジル
—	ブルキナファソ
—	ブルンジ
—	米領サモア地域
—	ベトナム
—	ベナン
—	ベネズエラ
—	ベラルーシ
—	ベリーズ
—	ペルー

—	ネパール
—	ハイチ
—	パキスタン
—	パナマ
—	バヌアツ
—	パプアニューギニア
—	パラオ
—	パラグアイ
—	バルバドス
—	バングラデシュ
—	東ティモール
—	フィジー
—	フィリピン
—	ブータン
—	フォークランド諸島及びその附属諸島地域
—	仏領ポリネシア地域
—	ブラジル
—	削除
—	ブルキナファソ
—	ブルンジ
—	米領サモア地域
—	ベトナム
—	ベナン
—	ベネズエラ
—	ベラルーシ
—	ベリーズ
—	ペルー

一五二	リビア
一五	ラオス
一四九	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一四八	ヨルダン
一四七	モンテネグロ
一四六	モンテネグロ
一四五	モンゴル
一四四	モロッコ
一四三	モルドバ
一四二	モルディブ
一四一	モザンビーク
一四〇	モリタニア
一三九	モリシヤス
一三八	メキシコ
一三七	ミャンマー
一三六	南アフリカ共和国
一三五	ミクロネシア
一三四	マレーシア
一三三	マリ
一三二	マラウイ
一三一	マダガスカル
一三〇	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一二九	マーシャル
一二八	ホンジュラス
一二七	ボリビア
一二六	ボツワナ
一二五	ボスニア・ヘルツェゴビナ

一五二	リビア
一五一	ラオス
一五〇	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一四九	ヨルダン
一四八	モンテネグロ
一四七の二	モンテネグロ
一四七	モンゴル
一四六	モロッコ
一四五	モルドバ
一四四	モルディブ
一四三	モザンビーク
一四二	モリタニア
一四一	モリシヤス
一四〇	メキシコ
一三九	ミャンマー
一三八	南アフリカ共和国
一三七	ミクロネシア
一三六	マレーシア
一三五	マリ
一三四	マラウイ
一三三	マダガスカル
一三二	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一三一	マーシャル
一二九	ホンジュラス
一二八	ボリビア
一二七	ボツワナ
一二六	ボスニア・ヘルツェゴビナ

一五五	一五四	一五三	一五二
レバノン	レント	ルワンダ	リベリア

一五七	一五六	一五五	一五四	一五三
レバノン	レント	ルワンダ	削除	リベリア

改正案	現行
<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第四条関係）</p> <p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第六項又は第七条の八第八項の規定による還付金</p> <p>六～十七 （省 略）</p>	<p>国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第四条関係）</p> <p>（支払金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第六項、第七条の九第十一項又は第七条の第十二項の規定による還付金</p> <p>六～十七 同 上</p>

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第五条関係）</p> <p>（課税物品の確定の時期の特例を適用しない物品）</p> <p>第一条の二 法第三条第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 （省略）</p> <p>三 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十三条第一項（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する課税物品</p> <p>（保税作業による製品を保税地域から引き取る場合等の内国消費税の特例を適用しない物品）</p> <p>第二十四条 法第十六条第七項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 （省略）</p> <p>三 関税暫定措置法第十三条第一項（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する製品</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第五条関係）</p> <p>（課税物品の確定の時期の特例を適用しない物品）</p> <p>第一条の二 法第三条第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 同上</p> <p>三 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十条の三第一項（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する課税物品</p> <p>（保税作業による製品を保税地域から引き取る場合等の内国消費税の特例を適用しない物品）</p> <p>第二十四条 法第十六条第七項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 同上</p> <p>三 関税暫定措置法第十条の三第一項（自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する製品</p>

改正案	<p style="text-align: center;">関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十年政令第二 百三十七号）（第六條關係）</p> <p style="text-align: center;">別表（第一條、第二條關係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">地域</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">アジア</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国名</td> <td style="text-align: center;">ブータン ラオス</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	地域	アジア	国名	ブータン ラオス
地域	アジア				
国名	ブータン ラオス				
現行	<p style="text-align: center;">関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十年政令第二 百三十七号）（第六條關係）</p> <p style="text-align: center;">別表（第一條、第二條關係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">地域</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">アジア</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国名</td> <td style="text-align: center;">ブータン ベトナム ラオス</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同上</p>	地域	アジア	国名	ブータン ベトナム ラオス
地域	アジア				
国名	ブータン ベトナム ラオス				

改正案

現行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第七条関係）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第七条関係）

（通関手続等）

（通関手続等）

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3（省略）

2及び3 同上

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	一三三、九四トン（全乳換算数量とし

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一三三、九四トン（全乳換算数量とし

一		及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料
四三		乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料
九	四四	、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問
一八六		わない。）、ミルクの天然の
二		組成分から成る物品、関税定
一八六		率法別表（以下「関税率表」
九		という。）第 四・ 一項か
一九一		ら第 四・ 四項までの物品
一九一		の調製食料品（ミルクの天然
一九一		の組成分の含有量の合計が乾
二		燥状態において全重量の三
一九一		%以上のものに限る。）、コ
九		ーヒー、茶又はマテをもとと
二二		した調製品（ミルクの天然の
二二		組成分の含有量の合計が乾燥
二二		状態において全重量の三%
二		以上のものに限る。）並びに
二二	六	調製食料品（関税率表第二
一		・ 六項以外の項に該当する
二二	六	もの及び調製食用脂（関税率
九		表第 四・ 五項の物品の含
		有量が全重量の三%を超え
		七%以下のものに限る。）
		を除くものとし、ミルクの天
		然の組成分の含有量の合計が

一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）

一		及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料
四三		乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料
九	四四	、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問
一八六		わない。）、ミルクの天然の
二		組成分から成る物品、関税定
一八六		率法別表（以下「関税率表」
九		という。）第 四・ 一項か
一九一		ら第 四・ 四項までの物品
一九一		の調製食料品（ミルクの天然
一九一		の組成分の含有量の合計が乾
二		燥状態において全重量の三
一九一		%以上のものに限る。）、コ
九		ーヒー、茶又はマテをもとと
二二		した調製品（ミルクの天然の
二二		組成分の含有量の合計が乾燥
二二		状態において全重量の三%
二		以上のものに限る。）並びに
二二	六	調製食料品（関税率表第二
一		・ 六項以外の項に該当する
二二	六	もの及び調製食用脂（関税率
九		表第 四・ 五項の物品の含
		有量が全重量の三%を超え
		七%以下のものに限る。）
		を除くものとし、ミルクの天
		然の組成分の含有量の合計が

一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）

四四・ 一	無機質を濃縮したホエイ	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	一四、 ト	乾燥状態において全重量の三%以上のものに限り。	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二 四二・ 二九	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）のうち学校等給食用のもの	九一 四二・ 四二・ 二二	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限り）とし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限り。）	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	七、 二六四ト	乾燥状態において全重量の三%以上のものに限り。）	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）のうち学校等給食用のもの	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二	乾燥状態において全重量の三%以上のものに限り。）
		平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで				四、 ト										

四四・ 一	無機質を濃縮したホエイ	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一四、 ト	乾燥状態において全重量の三%以上のものに限り。）	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二 四二・ 二九	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）のうち学校等給食用のもの	九一 四二・ 四二・ 二二	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限り）とし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限り。）	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七、 二六四ト	乾燥状態において全重量の三%以上のものに限り。）	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）のうち学校等給食用のもの	四二・ 四二・ 一 四二・ 二二	乾燥状態において全重量の三%以上のものに限り。）
		平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで				四、 ト										

七二三・	五	七二三・	三九	七二三・	三三	七二三・	一	七二三・	三三	七二三・	九	四六・	四六・	四六・	九	四五・	四五・	九	四四・	四四・	四四・	一九号)第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの

七二三・	五	七二三・	三九	七二三・	三三	七二三・	一	七二三・	三三	七二三・	九	四六・	四六・	四六・	九	四五・	四五・	九	四四・	四四・	四四・	一九号)第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの

九	一 五・	とうもろこしのうちコーンス ターチの製造に使用するもの	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	二、二三四、 一 トン
九		とうもろこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定す るところにより飼料用に供す るもの	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	一五八、四 トン
九		とうもろこしのうちコーンフ レーク、エチルアルコール又 は蒸留酒の製造に使用するも の	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	三五、六 トン
		とうもろこしのうちその他の もの	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	八、 トン
二	一 七・	麦芽(いつてあるかないかを 問わない。)	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	三九、七 トン
二	一 七・	でん粉(小麦でん粉を除く。)及びイヌリン並びに穀粉、 ミール又はでん粉の調製食料 品(米、小麦、ライ小麦、大 麦若しくは裸麦の粉、ひき割 りしたもの、ミール若しくは ペレット又はでん粉の一以上 を含有するもので、これらの	平成一九年四月一 日から同年九月三 日まで	八四、二 トン
一 九	一 八・	を含有するもので、これらの		

九	一 五・	とうもろこしのうちコーンス ターチの製造に使用するもの	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	二、一八、 七 トン
九		とうもろこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定す るところにより飼料用に供す るもの	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	一四三、六 トン
九		とうもろこしのうちコーンフ レーク、エチルアルコール又 は蒸留酒の製造に使用するも の	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	三、二 トン
		とうもろこしのうちその他の もの	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	七七、九 トン
二	一 七・	麦芽(いつてあるかないかを 問わない。)	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	二五四、 トン
二	一 七・	でん粉(小麦でん粉を除く。)及びイヌリン並びに穀粉、 ミール又はでん粉の調製食料 品(米、小麦、ライ小麦、大 麦若しくは裸麦の粉、ひき割 りしたもの、ミール若しくは ペレット又はでん粉の一以上 を含有するもので、これらの	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	八四、二 トン
一 九	一 八・	を含有するもので、これらの		

一一八・ 二 一九一・ 二 一九一・ 九	物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	七五、 トン（むきみ 換算数量とし 、殻付きのもの のートンは、 殻を除いたもの ・七五ト ンに換算する ものとする。
一一二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	二六七トン（ 荒粉換算数量 とし、生芋ー トンは、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉ー トンは、荒粉 一・七六ート ンにそれぞれ

一一八・ 二 一九一・ 二 一九一・ 九	物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	七五、 トン（むきみ 換算数量とし 、殻付きのもの のートンは、 殻を除いたもの ・七五ト ンに換算する ものとする。
一一二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二六七トン（ 荒粉換算数量 とし、生芋ー トンは、荒粉 ・一五八ト ンに、精粉ー トンは、荒粉 一・七六ート ンにそれぞれ

二 一八・六・	九	二 一七・三・	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	二二、一 トン	換算するものとする。）
二 一八・六・	二	二 一七・三・	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー スト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、 正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレート の製造用のもの	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	一七、一 トン	
二 一八・六・	九	二 一七・三・	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	三九、九 トン	
二 一八・六・	二	二 一七・三・	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの 一個の重量が一キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	四八、九 トン	

二 一八・六・	九	二 一七・三・	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	二二、一 トン	換算するものとする。）
二 一八・六・	二	二 一七・三・	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー スト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、 正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレート の製造用のもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一八、七 トン	
二 一八・六・	九	二 一七・三・	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	三九、五 トン	
二 一八・六・	二	二 一七・三・	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの 一個の重量が一キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	五、二 トン	

二六・	調製食用脂（関税率表第四	平成一九年四月一	一一、五五
九	・ 五項の物品の含有量が全重量の三 %を超え七 %以下のものに限り、以下この項において同じ。）のうちニュージーランドを原産地とするもの	日 から平成二年 三月三一日まで	トン
四一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬	平成一九年四月一 日から平成二年 三月三一日まで	七、四二七ト
二一・	けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パー	日 から平成二年 三月三一日まで	ン
四一・	チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに	ル	二二四、 平方メートル
四一・	るものとし、脱毛してあるか		
一九	ないか又はスプリットしてあ		
四一・	るかないかを問わない。）の		
四一	うち、クロムなめしのもの（		
四一	なめし過程（前なめしを含む		
四九	。（中のものうちなめしを		
四一七・	終えてないもの）及びなめし		
一一	過程にないもの以外のもの、		

二六・	調製食用脂（関税率表第四	平成一八年四月一	一一、五五
九	・ 五項の物品の含有量が全重量の三 %を超え七 %以下のものに限り、以下この項において同じ。）のうちニュージーランドを原産地とするもの	日 から平成一九年 三月三一日まで	トン
四一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬	平成一八年四月一 日から平成一九年 三月三一日まで	七、四二七ト
二一・	けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パー	日 から平成一九年 三月三一日まで	ン
四一・	チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに	ル	二二四、 平方メートル
四一・	るものとし、脱毛してあるか		
一九	ないか又はスプリットしてあ		
四一・	るかないかを問わない。）の		
四一	うち、クロムなめしのもの（		
四一	なめし過程（前なめしを含む		
四九	。（中のものうちなめしを		
四一七・	終えてないもの）及びなめし		
一一	過程にないもの以外のもの、		

四一七・ 牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびークラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色色したものを除く。（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたものの以外のもの	九二 四一七・ 九二 四一七・ 九二 四一七・ 九二 四一七・ 九二	平成一九年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	一、四六六、 平方メ ートル
たもの			

四一七・ 牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびークラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色色したものを除く。（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたものの以外のもの	九二 四一七・ 九二 四一七・ 九二 四一七・ 九二	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	一、四六六、 平方メ ートル
たもの			

四一 五・	羊及びやぎのなめした皮（な	平成一九年四月一	一、七、
三	めしたものとびクラストにし	日から平成二年	平方メ
四一 六・	たもので、これらを超える加	三月三十一日まで	ートル
三二	工をしておらず、毛が付いて		
四一 二・	いないものに限るものとし、		
四一 三・	スプリットしてあるかないか		
一	を問わない。）のうち、染色		
	色したものと並びに羊革及びや		
	ぎ革（なめした又はクラスト		
	にした後これらを超える加工		
	をしたもの（パーチメント仕		
	上げをしたものを除く。）で		
	、毛が付いていないものに限		
	るものとし、スプリットして		
	あるかないかを問わず、関税		
	率表第四一・一四項の革を除		
	く。）のうち、染色色し又は		
	模様付けしたもの		
五 一・	繭（繰糸に適するものに限る	平成一九年四月一	一、九九五ト
	。）	日から平成二年	ン
		三月三十一日まで	
六四 三・	履物（本底がゴム製、プラス	平成一九年四月一	二、一九
二	チック製、革製又はコンボジ	日から平成二年	足
六四 三・	ションレザー製のものに限る	三月三十一日まで	
四	。）のうち甲が革製のものと及		
六四 三・	び甲に毛皮を使用したものと並		
五	びにこれら以外のもの为本底		

四一 五・	羊及びやぎのなめした皮（な	平成一八年四月一	一、七、
三	めしたものとびクラストにし	日から平成一九年	平方メ
四一 六・	たもので、これらを超える加	三月三十一日まで	ートル
三二	工をしておらず、毛が付いて		
四一 二・	いないものに限るものとし、		
四一 三・	スプリットしてあるかないか		
一	を問わない。）のうち、染色		
	色したものと並びに羊革及びや		
	ぎ革（なめした又はクラスト		
	にした後これらを超える加工		
	をしたもの（パーチメント仕		
	上げをしたものを除く。）で		
	、毛が付いていないものに限		
	るものとし、スプリットして		
	あるかないかを問わず、関税		
	率表第四一・一四項の革を除		
	く。）のうち、染色色し又は		
	模様付けしたもの		
五 一・	繭（繰糸に適するものに限る	平成一八年四月一	一、九九五ト
	。）	日から平成一九年	ン
		三月三十一日まで	
六四 三・	履物（本底がゴム製、プラス	平成一八年四月一	二、一九
二	チック製、革製又はコンボジ	日から平成一九年	足
六四 三・	ションレザー製のものに限る	三月三十一日まで	
四	。）のうち甲が革製のものと及		
六四 三・	び甲に毛皮を使用したものと並		
五	びにこれら以外のもの为本底		

九 六四 五・	一 六四 五・	二 六四 四・	一九 六四 四・	九九 六四 三・	九九 六四 三・	九一 六四 三・	六四 三・	五九	六四 三・	六四 三・
				革を使用したものに 限る。)	ものにあつては、甲の 一部に	とし、甲が革製の もの以外の	もの及びスリッパを 除くもの	これらに類する用途 に供する	もの、体操用、競技 用その他	が革製のもの(スポ ーツ用の

九 六四 五・	一 六四 五・	二 六四 四・	一九 六四 四・	九九 六四 三・	九九 六四 三・	九一 六四 三・	六四 三・	五九	六四 三・	六四 三・
				革を使用したものに 限る。)	ものにあつては、甲の 一部に	とし、甲が革製の もの以外の	もの及びスリッパを 除くもの	これらに類する用途 に供する	もの、体操用、競技 用その他	が革製のもの(スポ ーツ用の

改正案	現行
<p>コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第八条関係）</p> <p>（コンテナー修理用部分品の輸入の手続）</p> <p>第三条 免税コンテナーの修理の用に供するためコンテナー条約第五条1の規定により輸入税の免除を受けてコンテナー修理用の部分品を輸入しようとする者は、その輸入申告（特例申告（関税法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （省 略）</p> <p>（免税部分品の使用の届出）</p> <p>第四条 免税部分品を免税コンテナーの修理の用に供したときは、当該免税部分品の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその修理の場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 当該修理の用に供した免税部分品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書（関税法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）</p> <p>三及び四 （省 略）</p>	<p>コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第八条関係）</p> <p>（コンテナー修理用部分品の輸入の手続）</p> <p>第三条 免税コンテナーの修理の用に供するためコンテナー条約第五条1の規定により輸入税の免除を受けてコンテナー修理用の部分品を輸入しようとする者は、その輸入申告（特例申告（関税法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第一項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）にあつては、特例申告）に際し、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 同 上</p> <p>（免税部分品の使用の届出）</p> <p>第四条 免税部分品を免税コンテナーの修理の用に供したときは、当該免税部分品の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書をその修理の場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 当該修理の用に供した免税部分品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書（関税法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）</p> <p>三及び四 同 上</p>

<p>(免税コンテナ等の用途外使用等の承認申請手続)</p> <p>第六条 法第四条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその承認を受けようとする免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 当該免税コンテナ等の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)</p> <p>三及び四 (省 略)</p> <p>(記帳義務)</p> <p>第八条 法第六条第一項に規定する帳簿には、免税コンテナ等について、その種類、記号及び番号(免税部分品にあつては、品名及び輸入の許可書の番号)の区分ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)</p> <p>二 八 (省 略)</p> <p>三及び四 (省 略)</p>	<p>(免税コンテナ等の用途外使用等の承認申請手続)</p> <p>第六条 法第四条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその承認を受けようとする免税コンテナ等が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 当該免税コンテナ等の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)</p> <p>三及び四 同 上</p> <p>(記帳義務)</p> <p>第八条 法第六条第一項に規定する帳簿には、免税コンテナ等について、その種類、記号及び番号(免税部分品にあつては、品名及び輸入の許可書の番号)の区分ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)</p> <p>二 八 同 上</p> <p>三及び四 同 上</p>
---	---

改正案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	（省略）
～	
八の二	関税法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港前の報告）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項の報告
八の三	
八の四	関税法第十五条の三第二項（特殊船舶等の入港時の書面の提出）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
八の五	関税法第十五条の三第三項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届の提出
九	（省略）
～	
一一の六	関税法第十八条の二第二項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による乗組員に関する事項の報告
一一の七	

現行

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	同上
～	
八の二	関税法第十五条の二第一項（特殊船舶等の入港前の報告）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項の報告
八の三	
八の四	関税法第十五条の二第二項（特殊船舶等の入港時の書面の提出）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
八の五	関税法第十五条の二第三項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届の提出
九	同上
～	
一一の六	関税法第十八条の二第二項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第一項の規定による乗組員に関する事項の報告
一一の七	

一一の八	関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出	一一の八	関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の九	（省略）	一一の九	同上
一一の一	関税法第十八条の二第二項（特殊船舶の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の三第一項に規定する特殊船舶の名称及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出	一一の一	関税法第十八条の二第二項（特殊船舶の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の二第一項に規定する特殊船舶の名称及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の二	関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による乗組員に関する事項の報告	一一の二	関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項の報告
一一の二	関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出	一一の二	関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の三	（省略）	一一の三	同上
一一の四	関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の三第一項に規定する特殊航空機の登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出	一一の四	関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の二第一項に規定する特殊航空機の登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一	（省略）	一一	同上
四三	（省略）	四三	同上

改正案	現行
<p>不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第十条関係）</p> <p>（正常価格）</p> <p>第二条（省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。）又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（第十条の二において、「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いることができる。</p> <p>4 （省略）</p> <p>（中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者による証拠の提出等）</p> <p>第十条の二 中華人民共和国又はベトナムを原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する調査が開始された場合においては、前条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者（以下この条において単に「生産者」という。）は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに</p>	<p>不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第十条関係）</p> <p>（正常価格）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この項及び第十条の二において同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第八条第一項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している中華人民共和国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（第十条の二において、「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合は、第一項第四号に掲げる価格を用いることができる。</p> <p>4 同上</p> <p>（中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物による証拠の提出等）</p> <p>第十条の二 中華人民共和国を原産地とする特定の種類の輸入貨物に対する調査が開始された場合においては、前条の規定によるほか、当該輸入貨物の生産者（以下この条において単に「生産者」という。）は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに</p>

<p>3及び4 (省略)</p>	<p>3及び4 同上</p>
<p>当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項前段の調査の期間中必要があると認めるときは、生産者に対し、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p>	<p>に当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項前段の調査の期間中必要があると認めるときは、生産者に対し、中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）（第十一条関係）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十條、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二條、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二條、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九條及び經濟運携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六條の規定によりその権限に属させられた事項（第六條第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。</p>	<p>関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）（第十一条関係）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十條、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二條、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二條、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）第九條、シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六條、メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十七年政令第三十四号）第七條及びマレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十八年政令第百九十四号）第六條の規定によりその権限に属させられた事項（第六條第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。</p>

改正案

現行

<p>経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号） （第十二条関係）</p> <p>（調査の開始の告示）</p> <p>第二条 財務大臣は、法第七条の八第六項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>五 次条において準用する令第四条第一項前段、第五条第一項、第六条第一項前段及び第七条第一項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明、情報の提供並びに証拠等、意見及び情報等の閲覧についてのそれぞれの期限</p> <p>六 次条において準用する令第八条第一項、第三項及び第四項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明並びに情報の提供についてのそれぞれの期限</p> <p>七 （省 略）</p> <p>（証拠の提出等）</p> <p>第三条 令第四条から第九条までの規定は、調査について準用する。この場合において、令第四条第一項前段、第五条第一項本文、第六条第一項前段、第七条第一項本文並びに第八条第一項、第三項本文及び第四項本文中「第二条」とあるのは「経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令第二条」、令第四条第一項前段及び第二項前段中「法第九条第六項に規定する事実又は同条第十項に規定する事情」とあるのは「関税暫定措置法第七条の八第六項に規定する事実」と読み替えるものとする。</p>	<p>シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）（第十二条関係）</p> <p>（調査の開始の告示）</p> <p>第二条 財務大臣は、法第七条の八第八項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> <p>一～四 同 上</p> <p>五 第三条において準用する令第四条第一項前段、第五条第一項、第六条第一項前段及び第七条第一項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明、情報の提供並びに証拠等、意見及び情報等の閲覧についてのそれぞれの期限</p> <p>六 第三条において準用する令第八条第一項、第三項及び第四項の規定による証拠の提出及び証言、意見の表明並びに情報の提供についてのそれぞれの期限</p> <p>七 同 上</p> <p>（証拠の提出等）</p> <p>第三条 令第四条から第九条までの規定は、調査について準用する。この場合において、令第四条第一項前段、第五条第一項本文、第六条第一項前段、第七条第一項本文並びに第八条第一項、第三項本文及び第四項本文中「第二条」とあるのは「シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令第二条」と、令第四条第一項前段及び第二項前段中「法第九条第六項に規定する事実又は同条第十項に規定する事情」とあるのは「関税暫定措置法第七条の八第八項に規定する事実」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(関税の緊急措置をとること等の告示)

第四条 財務大臣は、法第七条の八第一項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 法第七条の八第一項又は第七項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 法第七条の八第一項又は第七項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）

三 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第七条の八第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長するとき又は同条第一項の規定による措置を撤回し、若しくは緩和するときを除く。）

四 法第七条の八第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長するときは、その理由

五及び六 (省略)

2 (省略)

(関税・外国為替等審議会への諮問等)

第六条 財務大臣は、法第七条の八第一項、第三項、第四項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第七項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第七条の八第七項の規

(関税の緊急措置をとること等の告示)

第四条 財務大臣は、法第七条の八第一項の規定による措置をとること、同項の規定による措置を同条第三項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 法第七条の八第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 法第七条の八第一項又は第二項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）

三 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第七条の八第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長するとき又は同条第一項の規定による措置を撤回し、若しくは緩和するときを除く。）

四 法第七条の八第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長するときは、その理由

五及び六 同上

2 同上

(関税・外国為替等審議会への諮問)

第六条 財務大臣は、法第七条の八第一項、第五項若しくは第六項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第三項の規定により延長すること又は同条第一項、第五項若しくは第六項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外
国為替等審議会に報告しなければならない。

改正案	現行
<p>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）（第十三条関係）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 関税暫定措置法施行令第二十七条第四項及び第二十九条の規定は第一項の書類について、同令第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「証明に係る物品」とあるのは、「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは、「当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合にあつては特例申告とし、当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合にあつては当該蔵入れ申請等とする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）（第十三条関係）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 関税暫定措置法施行令第二十七条第四項及び第二十九条の規定は第一項の書類について、同令第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第二十七条第四項中「証明に係る物品」とあるのは、「証明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは、「当該証明に係る物品が特例申告に係る指定貨物である場合にあつては特例申告とし、当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合にあつては当該蔵入れ申請等とする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第十四条関係）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条（省略）</p> <p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項から第一二項まで及び第一四項並びに別表第三に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二第一三項に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の六第二項に規定する当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 前項の証明書は、当該経済連携協定の我が国以外の締約国において同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第二及び別表第三に掲げる物品についてこれらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる数量の範囲内で、第三項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うものとする。</p>	<p>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第十四条関係）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 同上</p> <p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項から第一二項まで及び第一四項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 法第八条の七第一項の割当てを受けようとする者は、別表第三に掲げる物品について農林水産大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前二項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の六第二項又は第八条の七第一項に規定するメキシコが発給する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>5 前項の証明書は、その証明に係る物品について経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「メキシコ協定」という。）第十条に規定する統一規則に定める事項を記載し、かつ、メキシコにおいて同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。</p> <p>6 同上</p> <p>7 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第二に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、第四項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うものとする。</p> <p>8 農林水産大臣は、第三項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第三</p>

7| 前二項の割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。

8| (省 略)

9| 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他第一項及び第二項の割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(通関手続等)

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の六第一項又は第二項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告）（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る貨物）にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 (省 略)

別表第一（第一条関係）

に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、次の事項を考慮して、第四項の証明書に基づき、第三項の割当てを行うものとする。

- 一 その使用及び輸入の実績
- 二 その使用に関する計画
- 三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。
- 四 その割当てが不当に差別的でないこと。

9| 前三項の割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。

10| 同 上

11| 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他第一項から第三項までの割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(通関手続等)

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の六第一項若しくは第二項又は第八条の七第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告）（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する指定貨物）にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 同 上

別表第一（第一条関係）

(省略)	項名		数	量
	品	目		
まで	三月三十一日	平成一八年 生の日から (の効力発 生の日から 平成一八年 三月三十一日 まで	経済上の連 携の強化に 関する日本 国とメキシ コ合衆国と の間の協定 (以下「メ キシコ協定 」という。)	平成一八年 四月一日か 四月一日か 四月一日か 四月一日か
			平成一九年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	

(省略)	項名		数	量
	品	目		
まで	三月三十一日	平成一八年 生の日から (の効力発 生の日から 平成一八年 三月三十一日 まで	メキシコ協 定の効力発 生の日から	平成一八年 四月一日か 四月一日か 四月一日か 四月一日か
			平成一九年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	

同上	項名		数	量
	品	目		
日まで	三月三十一日	平成一八年 生の日から (の効力発 生の日から 平成一八年 三月三十一日 まで	メキシコ協 定の効力発 生の日(以 下「発効日 」という。 から平成 一八年三月 三十一日まで	平成一八年 四月一日か 四月一日か 四月一日か 四月一日か
			平成一九年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	

同上	項名		数	量
	品	目		
日まで	三月三十一日	平成一八年 生の日から (の効力発 生の日から 平成一八年 三月三十一日 まで	発効日から	平成一八年 四月一日か 四月一日か 四月一日か 四月一日か
			平成一九年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	
			平成二二年 四月一日か	

別表第二(第一条関係)

別表第二(第一条関係)

別表第三(第一条関係)

品目	数量			
	平成一九年	平成二一年	平成二二年	平成二二年
品目 間の協定) 以下「マレ ーシア協定 」という。 の効力発 生の日から 平成一九年 三月三十一 日まで	経済上の連 携に関する 日本国政府 とマレーシ ア政府との 間の協定)	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三十一 日まで	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三十一 日まで	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三十一 日まで
	以下「マレ ーシア協定 」という。	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三十一 日まで	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三十一 日まで	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三十一 日まで
	の効力発 生の日から 平成一九年 三月三十一 日まで	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三十一 日まで	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三十一 日まで	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三十一 日まで
	の効力発 生の日から 平成一九年 三月三十一 日まで	平成一九年 四月一日か ら平成二一 年三月三十一 日まで	平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三十一 日まで	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三十一 日まで

別表第三(第一条関係)

品目	数量	
	発効日から 平成一八年 三月三十一 日まで	平成一八年 四月一日か ら平成一九 年三月三十一 日まで
品目 関税率表第 二一・二二号に掲げる物品のうち四 分体のもの以外のもの並びに同表第 二一・三 号、第二二・二二号、第二二・二二・三三号、第 二六・一四号の二の(一)、第二二・二六・二二号、 第二二・二六・二三号、第二二・二六・二九号並びに第 二六・二五号の二の(二)のBの、及びのイ に掲げる物品	一トン	一トン
品目 関税率表第 二七・二二号、第二二・二七・二二号 、第二二・二七・二三号、第二二・二七・二四号の二、 第一六・二二・三三号の二の(一)、第一六・二二・三三 号の二及び第一六・二二・三九号の二の(一)に掲げる物品	一トン	一トン
品目 関税率表第 八五・一四号に掲げる物品	一トン	一トン

は、その日 の属する月 （から平成 一九年三月 までの月数 を乗じて得 た数量（一 トン未満の 端数がある ときは、こ れを四捨五 入して得た 数量）				

改正案	現行
<p>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）（第十五条関係）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第二条 税関長は、別表に掲げる貨物を平成十九年八月三十一日までに輸入しようとする者に対し、その輸入申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告に係る貨物にあつては、当該特例申告。以下この項において同じ。）の際（税関長がやむを得ない理由があると認める場合には、輸入申告後その理由により相当と認められる期間内）に、当該貨物の原産地を証明した書類（次項において「原産地証明書」という。）を提出させることができる。</p> <p>2（省略）</p>	<p>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）（第十五条関係）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第二条 税関長は、別表に掲げる貨物を平成十九年八月三十一日までに輸入しようとする者に対し、その輸入申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、当該特例申告。以下この項において同じ。）の際（税関長がやむを得ない理由があると認める場合には、輸入申告後その理由により相当と認められる期間内）に、当該貨物の原産地を証明した書類（次項において「原産地証明書」という。）を提出させることができる。</p> <p>2 同上</p>